

取扱注意

通信スタディガイド

海上自衛隊幹部候補生学校

取扱注意

班	番号	氏名

HP『海軍砲術学校』公開史料

目 次

第1章 通信概説

- 1 通信の概念…………… 1 - 1
- 2 通信手段…………… 1 - 1
- 3 通信規則の概要…………… 1 - 3
- 4 通信隊等の組織編成…………… 1 - 8
- 5 電 波…………… 1 - 9
- 6 無線通信方式の概要…………… 1 - 11
- 7 電子機器命名基準…………… 1 - 16
- 8 電子機器取扱安全守則…………… 1 - 17

第2章 通信計画

- 1 目的及び構成…………… 2 - 1
- 2 通信組織…………… 2 - 1
- 3 通信任務及び方法…………… 2 - 7
- 4 通信統制の基準…………… 2 - 7
- 5 対敵通信…………… 2 - 11
- 6 通信監査…………… 2 - 12

第3章 通信要務

- 1 発信権者等…………… 3 - 1
- 2 電報発(着)信の要領…………… 3 - 2
- 3 電報の起案要領…………… 3 - 3
- 4 通信保全…………… 3 - 6

第4章 各種報告電報

- 1 行動報告…………… 4 - 1
- 2 事故速報…………… 4 - 1
- 3 戦闘速報…………… 4 - 1
- 4 その他…………… 4 - 2

HP『海軍砲術学校』公開史料

第 1 章 通信概説

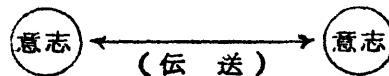
取扱注意

1 通信の概念

(1) 通信の意義

通信とは、電氣的又は非電氣的手段によつて離隔している相手に自己の意志を伝えることをいう。

狭義には単に意志の伝送をいう。



広義には、発信者の意志や感情を着信者に正しく伝え、着信者をして発信者の意志に従わせることまでを含む。

(2) 通信の重要性

「通信は部隊の命脈である。」といわれるように、必要な命令及び報告、通報等の伝達手段として、通信は部隊の指揮運用上欠かすことのできない要素である。とくに洋上において行動する艦艇、航空部隊の作戦は円滑、適切な通信の実施がともなわなければ十分な成果は期待できない。

(3) 通信の原則

通信の要けつは、確実、安全かつじん速にその目的を達成するにある。

確実、安全及びじん速の關係は融通性があり、状況に応じて処置するものとする。

計画段階の秘密情報 → } がそれぞれ優先する。
実施段階の緊急な命令 → }

2 通信手段

(1) 種類及び特徴

ア 公用使

隊員による伝令通信をいう。古来から使用されている基本的な通信手段であり、安全度、信頼度が最も高い。

取扱注意

HP『海軍砲術学校』公開史料

イ 郵便

取扱注意

普通郵便と書留郵便があり、書留郵便の安全度は公用使に次いで高い。また長い通信文を送ることができるので、時間と秘密保全上の考慮が許せば極力郵便を活用しなければならない。

ウ 電気通信

(ア) 有線または無線による電信，電話，テレタイプ，ファックス及びテレビジョン等があり，きわめてじん速な通信手段で利用価値は高い。

(イ) 有線通信

- a 専用線 自営内線（海上自衛隊が設置して運営する通信線）
公社専用線（電々公社から専用に借り受けている通信線）
- b 非専用線（電報，電話局をとおる通信線で局線ともいう。）
- c 専用線は安全度及び確実性が共に高いので陸上基地相互の通信に主用されている。

(ロ) 無線通信

- a 遠距離移動体に対する唯一のじん速な通信手段であり，海空部隊通信の主体をなすものである。
- b 最重要な通信手段であるが次の理由によりきわめて安全性に乏しい。
 - (a) 電波の方位測定 → 発信源の所在ばく露
 - (b) 通信文の傍受 → 情報のろう洩
 - (c) 混信及び電波障害 → 通信状況の不安定
 - (d) 戦時においては敵の妨害や偽電を受ける恐れがある。

エ 視覚通信

- (ア) 発光，赤外線，手旗，旗りゆう，火せん，色灯等の手段があり，艦艇部隊は極力活用する必要がある。天象，気象の影響が大きい。
- (イ) 赤外線通信は肉眼では見えないので安全性がきわめて高い。

オ 音響通信

- (ア) 汽笛，サイレン，ベル，拡声器等の手段があり，至近距離の警報信号として有用である。
- (イ) ソナーの超音波は水中通信に使用できる。

取扱注意

(2) 安全度の順序

- (1) 公用使 (2) 書留郵便 (3) 専用有線通信 (4) 普通郵便
(5) 非専用有線通信 (6) 視覚通信 (7) 音響通信 (8) 無線通信

3 通信法規の概要

(1) 国際通信

ア 国際電気通信条約

(ア) 電波の利用に関する基本的、総合的な条約で有線電気通信関係も含んでいる。条約の目的は、電気通信の良好な運用によつて諸国民の間の関係を円滑にするにある。

(イ) 付属規則

- a 無線通信規則 : 無線通信業務の基本規則
b 追加無線通信規則 : 国際無線電報の取扱い規則
c 電信規則 : 国際有(無)線電信の細部規則
d 電話規則 : 国際有(無)線電話の細部規則

(ウ) 国際電気通信連合 (ITU)

電気通信の研究改善及び条約の改正等を討議する国際機関で本部はジュネーブにある。

イ 海上人命安全条約

船舶に対する無線電信、電話の強制、聴守義務、非常設備及び航海の安全のための通信等を規定している。

ウ 国際民間航空条約

(ア) 航空通信の使用周波数、設備の種類及び条件、離陸 - 航行 - 着陸の間における指令、連絡などの一切の通信のやり方を規定している。

(イ) 国際民間航空機構 (ICAO)

国際民間航空の安全かつ整然たる発達並びに健全にして経済的な運営を目的とし、本部はカナダのモントリオールにあり、下部組織に通信部会をもっている。

エ 日米行政協定

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

日米安全保障条約第6条に基づきこの協定はアメリカ駐留軍との電波の利用に関する取りきめを含んでいる。

(2) 国内通信

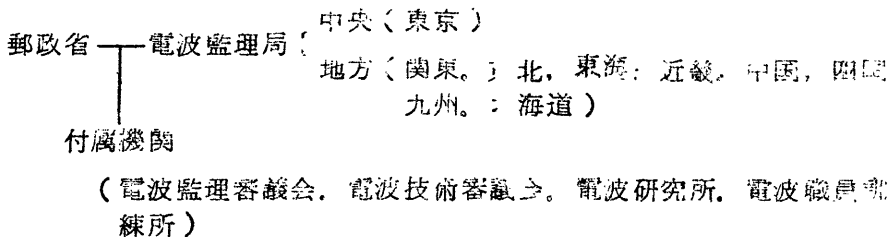
ア 電波法

(7) 電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。国内無線通信の基本法規である。

(1) 補足規程

- a 電波法施行規則 : 通則的なことを主たる内容とする。
- b 無線局運用規則 : 無線通信の方法を規定した無線局運用の細則
- c 無線局免許手続規則 : 無線局を開設する場合の手続き上の規則
- d 無線局設備規則 : 無線局による技術的基準を定める
- e 無線従事者国家試験及び免許規則 : 無線従事者の資格、試験に関する規則

(2) 電波行政の主管官庁



イ 無線局の開設及び従事者

(7) 開設手続き

申請(防衛庁長官の定める代理人) → 審査(電波監理局) → 予備免許 → 工事落成届 → 検査(電波監理局の検査官) → 免許(国の無線局の場合は承認) → 運用開始

(1) 無線従事者(国家免許取得者)

- a 無線通信士 1, 2, 3, 電話, 航空級
- b 無線技術士 1, 2級

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

c 特殊無線技士 レーダー、アマチュア、*etc*

(ウ) 海上自衛隊の陸上通信所は上記について電波法の定めるところに従う。ただし、艦艇、航空機の無線局及びレーダー局については適用を受けない。

ウ 無線局の運用

(ア) 無線局業務活動に際しての義務

a 免許状記載内容を守る義務（目的外通信の禁止）

b 通信の秘密を保護する義務

c 遭難等の通信の優先取扱いの義務

d 通信の簡明及び不要通信の防止

e 沈黙時間の励行

f 自局の呼出符号等を付して発信の出所を明らかにする義務

(イ) 海上自衛隊の無線局は、遭難等の通信、放送の受信のほか、郵政大臣の告示により「防衛庁の任務遂行上必要とする事項」については目的外通信が認められている。

(3) 自衛隊通信

ア 電波法等の適用除外

(ウ) 軍用通信の特殊性から次のような条約及び法令の適用除外が定められている。

(イ) 国際電気通信条約の適用除外（条約 50 条）

国防機関の無線設備については完全な自由を保有する。ただし、混信の防止、遭難救助及び周波数の規定についてはできる限り守らなければならない。

(ウ) 電波法の一部適用除外（自衛隊法 112 条）

a 自衛隊がレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、無線局の免許、検査及び従事者について電波法は適用しない。

b 周波数の使用については、混信防止のため郵政大臣の定めるところに従う。

取扱注意

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

(ニ) 船舶法等の適用除外（自衛隊法 109 条，110 条）

船舶局の免許，無線設備及び従事者等については船舶安全法が関連しているが，同法及び船舶職員法は海上自衛隊の船舶には適用されない。

(ホ) 航空法の一部適用除外（自衛隊法 107 条）

航空機局の免許，無線設備，従事者及び保安施設等について適用除外が定められている。

イ 自衛隊通信に関し，防衛庁長官が定める基準

(ア) 自衛隊の通信実施の基準に関する訓令（39 年庁訓 39 号）

3 自衛隊の通信実施に必要な基準を定めたもので，自衛隊通信の基本法規である。

(イ) 自衛隊の移動局の監理の基準に関する訓令（39 年庁訓 30 号）

電波法等の適用除外事項について，必要な基準を定めたものである。

a レーダー及び移動局の開設手続き

申請（海幕長 → 長官） → 検査（長官の定める検査官） → 承認（長官） → 運用開始

b 部内の無線資格

(a) 陸。海。空無線通信士 甲。乙。丙種

(b) 特殊無線技士 レーダー

ウ 海上自衛隊通信

(ア) 海上自衛隊通信規則（40 年達 34 号）

海上自衛隊の通信実施に必要な基準，通信系統及び使用電波等を定めた基本法規である。

(イ) 海上自衛隊交信規則，同解説（40 年達 35 号）

海上自衛隊内における無線交信の方法，略符号，電報の形式，種別等を定めた規則で解説が付属している。

(ウ) 海上自衛隊通話規則（35 年達 25 号）

海上自衛隊内における無線交話の方法，略語等を定めた規則で AP 通話法に準拠している。

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

(エ) その他

- a 海上自衛隊通信監査規則
- b 海上自衛隊テレタイプ運用規則
- c 海上自衛隊各種暗号使用規則，暗号書表，味方識別及び偽電防衛に関する達。
- d その他各部隊の通信規則等

エ 連合軍との通信

(ア) AP

自由諸国の連合作戦実施のための各種基準を定めた出版物で次のものがある。

- a ACP
- b ATP
- c AXP

(イ) 無線通信

(ロ) 視覚通信

オ 部外との通信

- (ア) 他自衛隊，海上保安庁及び警察との通信は別に規則，協定等が定められている。
- (イ) 一般部外との通信は条約及び電波法令の定めるところによる。
- (ロ) 海上自衛隊の通信は原則として公用のものに限定されているが，遠洋練習航海，災害派遣，兩極動測等特殊な任務に従事する艦船で特令された場合は，海上自衛隊通信を阻害しない範囲で公衆通信を行なうことができる。

取扱注意

1 - 7

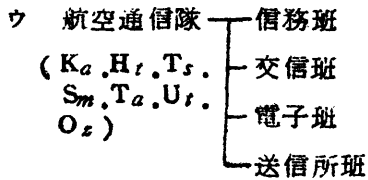
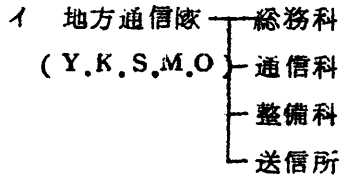
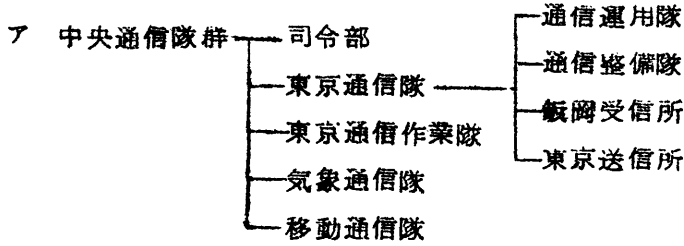
<http://navgunschl.sakura.ne.jp/>

4 通信隊等の組織編成

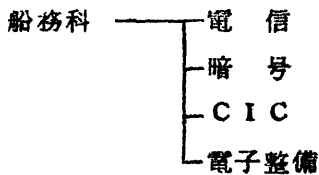
(1) 海上自衛隊の主な部隊配置

別図のとおり

(2) 通信隊の編成



(3) 艦艇の編成 (船務科)



HP『海軍砲術学校』公開史料

4 電 波

(1) 電波の分類

電波とは、300万MHz以下の電磁波をいい ITUは次のように分類している。

区 分	名 称	周波数範囲	メートルの区分	備 考
VLF	Very Low Frequency	30 KHz以下	ミリアメートル波	1 KHzから 10 ³ c/s
LF	Low	30 ~ 300 KHz	キロメートル波	1 MHzから 10 ⁶ c/s
MF	Medium	300 ~ 3000 KHz	ヘクトメートル波	10 ³ KHzから 10 ⁶ c/s
HF	High	3 ~ 30 MHz	デカメートル波	10 ³ MHzから 10 ⁷ c/s
VHF	Very High	30 ~ 300 MHz	メートル波	
UHF	Ultra High	300 ~ 3000 MHz	デシメートル波	
SHF	Super High	3 ~ 30 GHz	センチ波	
EHF	Extremely High	30 ~ 300 GHz	ミリ波	

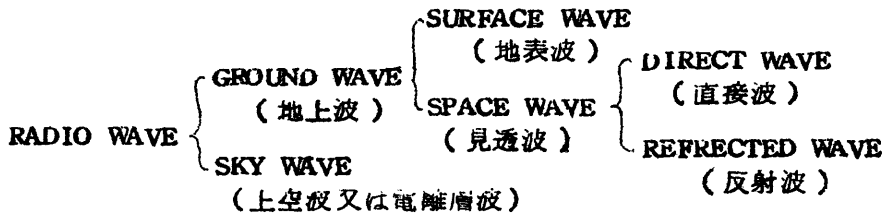
※ 電波の速度、周波数及び波長には次の関係がある。

$$f = v/\lambda$$

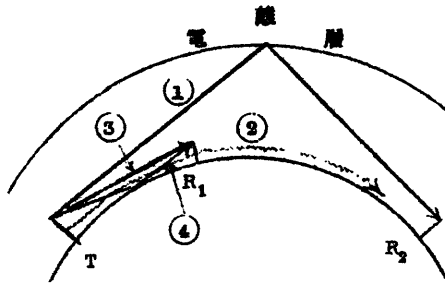
v : 速 度
f : 周波数
λ : 波 長

(2) 電波伝はん

ア 伝はん様式



HP『海軍砲術学校』公開史料



- ① 上空波：電離層の作用を受けて遠方に伝わっていくもの。
- ② 地表波：地表に沿って伝わっていくもの。
- ③ 直接波：対流圏を伝わっていくもの。
- ④ 反射波：地表面で反射して伝わっていくもの。

イ 各周波数帯の伝はん。

(ア) VLF LF

地表波の減衰が少ない。遠距離通信は上空波によるが、電離層への侵入が少ないので減衰はきわめて少ない。空電の妨害が大きい。

VLFは水中に浸透するので対潜水艦放送に使用される。

(イ) MF

地表波、電離層波ともに減衰が大きい。ラジオ放送、船舶通信、方位測定業務等主として近距離通信に使用する。

(ウ) HF

地表波の減衰大で通信には電離層波を使用し、小電力で遠距離通信が可能であるが、電離層の状況が影響する。跳躍距離があるため不感地帯を生ずる。一般に昼はHFのうち高いほう、夜は低いほうの周波数を使用して通信を行なう。

(エ) VHF UHF

地表波の減衰きわめて大で、電離層伝はんもほとんどない。見透波による視達距離内の伝はんが主体となる。周波数が高いほど伝はんは良好であるが雨などによる減衰は高いほど大である。

ダクト現象の影響を受ける。

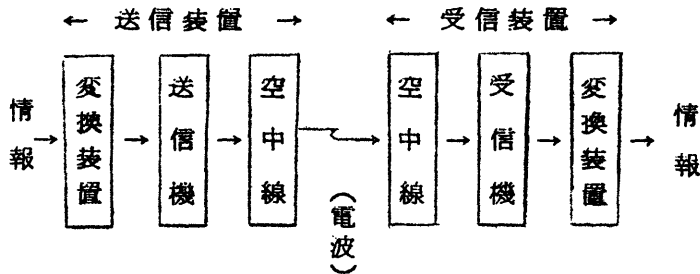
※ 通常のUHFの到達距離(渾) = $2.23(\sqrt{hm} + \sqrt{H_m})$

h, H : 送受アンテナ高さ

2 無線通信方式の概要

(1) 無線通信の原理

ア 無線通信は電波伝はんの現象を利用して、電信符号、音声、書画及び場面等の情報信号を遠方に送つたり、または受けたりする通信技術で次のような過程が必要である。



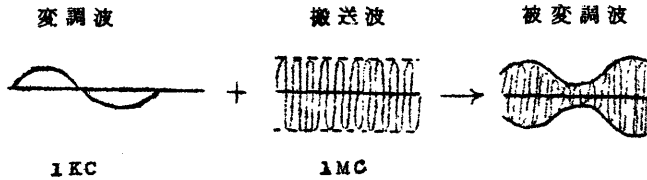
イ われわれの音声は 300 C/S から 3 Kc までの周波数範囲を送信すれば明瞭に聴き取ることが出来る。しかし、このような周波数はそのまま電波として空中に放射することはできない。このため電波として放射できる高い周波数（搬送波という。）を音声等の低い周波数（可聴周波数という。）で変化させてやる必要が生じる。この変化させる方法を変調といい、搬送波の振幅、周波数、位相等のいずれを変化させるかによつて、いろいろな通信方式がある。

(2) 各種無線通信方式の原理及び特徴

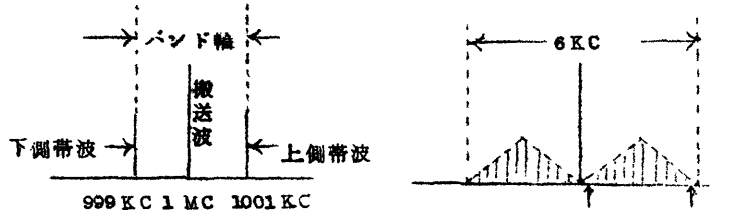
ア 振幅変調通信方式 (AM)

(イ) 原理

音声あるいは他の可聴周波信号で搬送波の振幅を変化させる方法で被変調波には搬送波と可聴周波数（変調波ともいう。）のほかに両者の和（上側帯波）及び差（下側帯波）の周波数成分を含むようになる。上下両側帯波をあわせて DSB という。



被変調波に含まれる周波数成分をわかりやすく表わすために次のような周波数スペクトラムが用いられる。



(単一の可聴周波数で変調した場合)

(音声周波数で変調した場合)

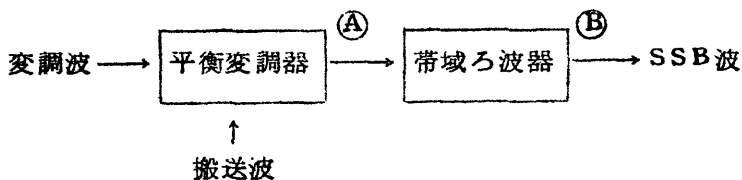
(イ) 特徴

- a 装置の構造及び取扱いが簡単である。
- b 信号電力に比して消費電力が多いので非能率的である。
- c プレストーク式マイクを使う送信機は、ボタンを押すと送話しないでも搬送波が出る。
- d 外部雑音の影響が大きく除去が難しい。

イ 単側帯波通信方式 (SSB)

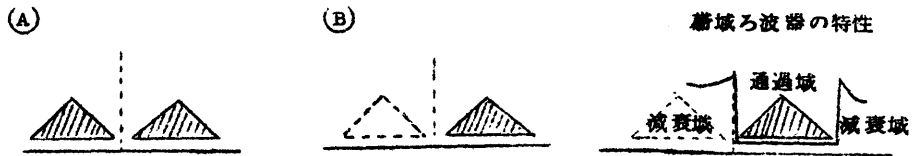
(ア) 原理

振幅変調通信方式においては、通信に必要な情報信号は上下両側帯波に共に等しく含まれている。また搬送波は情報信号には無関係である。したがって、いずれか一方の側帯波だけを伝送すれば通信が可能であり、無駄も少ない。



HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意



変調波及び搬送波を平衡変調器に加えると、出力は(A)に示すように上下両側帯波だけが現われる。これらのうち、所要のSSBを帯域ろ波器でとり出すと(B)に示すようなSSB波を作成することができる。

(イ) 特徴

- a 占有周波数帯域幅がDSBの $\frac{1}{2}$ でよい。
- b 信号電力だけを有効に発射し、プレストーク式マイクのボタンを押しても送話しなければ電波は出ないのできわめて能率的である。
- c 受信側において送信側と同一の搬送波を作成しないと受信できない。歪のない通信を行なうためには搬送波はできるだけ正確でなければならない。
- d 装置の構造は複雑であり、値段も高価である。

※ 電波法施行規則では、28MC以下の無線電話はSSBによらなければならないことを規定している。

ウ 周波数変調通信方式 (FM)

(ア) 原理

変調波により搬送波の周波数を変化させる方法で振幅には無関係である。



被変調波は変調波の電圧が正のときは Δf だけ高く偏位し、負のときは Δf だけ低く偏位する。周波数の偏位の速度は変調波の周波

取扱注意

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

数に比例する。

(1) 特徴

- a 振幅が一定でよいから外部雑音を簡単に除去できるの音質がよい。
- b 周波数の帯域幅を広くとるのでVHF以上に使われる。
- c 装置の構造が割り合い複雑になる。

※ その他の通信方式として次がある。

1 位相変調通信方式 (PM)

変調波により搬送波の位相を変化させる方法であるが結果的には周波数変調と同じになる。

2 パルス変調通信方式

搬送波にパルスを使用するもので次の方式に細分される。

- (1) P A M 変調波によりパルスの振幅を変化させる。
- (2) P P M // パルスの位置を //
- (3) P W M // パルスの幅を //

HP『海軍砲術学校』公開史料

(3) 電波の型式

ア 変調の方法や電波に含まれる情報信号の種類によつて電波の型式が電波法施行規則に定められており、次のような記号の組合せで表わされる。
(変調の型式)(伝送の型式)(補足的特性)

イ 記号

型式	記号	記号の意味	特性	記号	記号の意味
変調の型式	A	振 幅 変 調		なし	両 側 波 帯
	F	周 波 数 変 調		A	低減搬送波のSSB
	P	パ ル ス 変 調		H	全搬送波のSSB
伝送の型式	0	変 調 の な い も の		J	抑圧搬送波のSSB
	1	変 調 の な い 電 信		B	2 独 立 側 波 帯
	2	可聴周波で変調した電信		C	残 留 側 波 帯
	3	電 話		D	振幅変調のパルス
	4	フ ア ク シ ミ リ		E	幅(時間)変調のパルス
	5	テレビジョン(映像のみ)		F	位相変調のパルス
	6	四周波ダイプレックス		G	符号変調のパルス
	7	音声周波多重電信			
	8				
	9	該 当 し な い 伝 送 又 は 複 合 し た 伝 送			

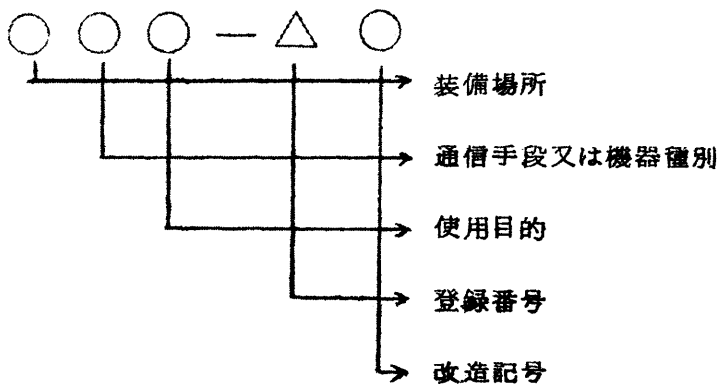
HP『海軍砲術学校』公開史料

④ 電子機器命名基準

(海幕技式1第583号 35.12.28)

(1) 親機器

1 桁目		2 桁目		3 桁目	
H	航空機	A	不可視光線	C	送受信
L	陸上	G	テレビタイプ	D	方向探知
O	艦船	I	交話・指令	H	写真・音響・気象記録
R	小型携帯	L	カウンターメジャー	N	航行援助用
Y	一般	P	レーダー・ロラン	R	受信
Z	潜水艦	Q	水中音響・ソナー	S	方向及び距離探知
		R	無線機	T	送信
		X	複写電送・TV		



(2) 構成品の型式番号

型式文字は「N-」をつけ次に1~2のアルファベット

N - A M - 20 C - 1

(3) USNの機器については別の命名法による。

HP『海軍砲術学校』公開史料

8 電子機器取扱い安全守則

(1) 危険の種類

電撃・発熱・蓄積電荷・高圧回路・高周波給電線・送信アンテナ・引火
爆発・対射能管 etc.

(2) 人体の電気抵抗

皮膚の状況	接触抵抗	電圧	電流
乾燥時	100k Ω	10000V	100mA
湿っている時	10k Ω	1000V	100mA
ぬれている時	1k Ω	100V	100mA

人間は約1mAで電撃を感じ、約10mAで筋肉の自由を束縛され、約100mAで1秒以上の電撃をうけた場合には死をまねく結果となる。

(3) 注意事項

- ア 器機は電気の良い導体
- イ 電気装置に対する頻繁な検査
- ウ 注意標示の励行
- エ 修理時における安全の確保
- オ アースの確認

(4) 救急法

- ア 機器の主電源を断とする。
- イ 被害者を感電源からはなす。
- ウ 被害者の症状を調べ、失神なら人工呼吸を施す。
- エ 医官に連絡する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

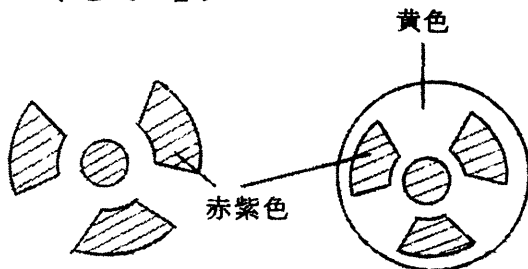
(5) 作業監督上の注意事項

- ア 高圧部の作業は2人以上で、保護用具の準備は確実に。
- イ 作業現場からはなれた電源スイッチに表示札を
- ウ マスト作業は必ず命綱を、当直士官の許可が必要
- エ 作業の開始、終了報告は確実に

(6) 放射線電子管

ア 表示記号

(電子管)



(外装及び内装)



文字は赤色

イ 取扱い上の注意事項

- (ア) 必要以外取扱わない
- (イ) 使用しないものは必ず正規の包装箱に
- (ウ) 保管場所には掲示を、保管要領は正しく
(海幕武2第5672号 39.10.3参照)

HP『海軍砲術学校』公開史料

(注)

(1) 遭難等の通信

ア 遭難通信 (SOS, ムーデー)

重大かつ急迫の危険に陥つた場合の通信

イ 緊急通信 (XXX, パン)

重大かつ急迫の危険に陥るおそれのある場合又はその他緊急の事態が発生した場合の通信

ウ 安全通信 (TTT, セキュリティ)

航行に対する重大な危険を予防するための通信

エ 非常通信 (OSO ヒジヨウ)

天災、火災等で有線通信が利用できない場合に人命救助、災害の救援等のために行なう通信

(2) 遭難通信等の電波

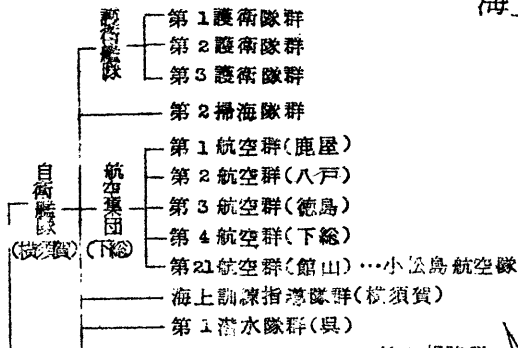
500KC	電信	国際呼出し及び遭難周波数
2091KC		
2182KC	電話	国際救命艇用遭難周波数
8364KC	電信	
121.5MC	電話	航空緊急用周波数
243MC		
4630KC	電信	非常通信用周波数

(3) 沈黙時間

種別	沈黙時間	発射禁止電波	遭難、緊急通信並びに沈黙時間最後の20秒間における安全信号は発信できる。
第1	毎時 15~18分 45~48	485~515KC	
第2	毎時 0~3分	2091KC 2170~2194KC	

HP『海軍砲術学校』公開史料

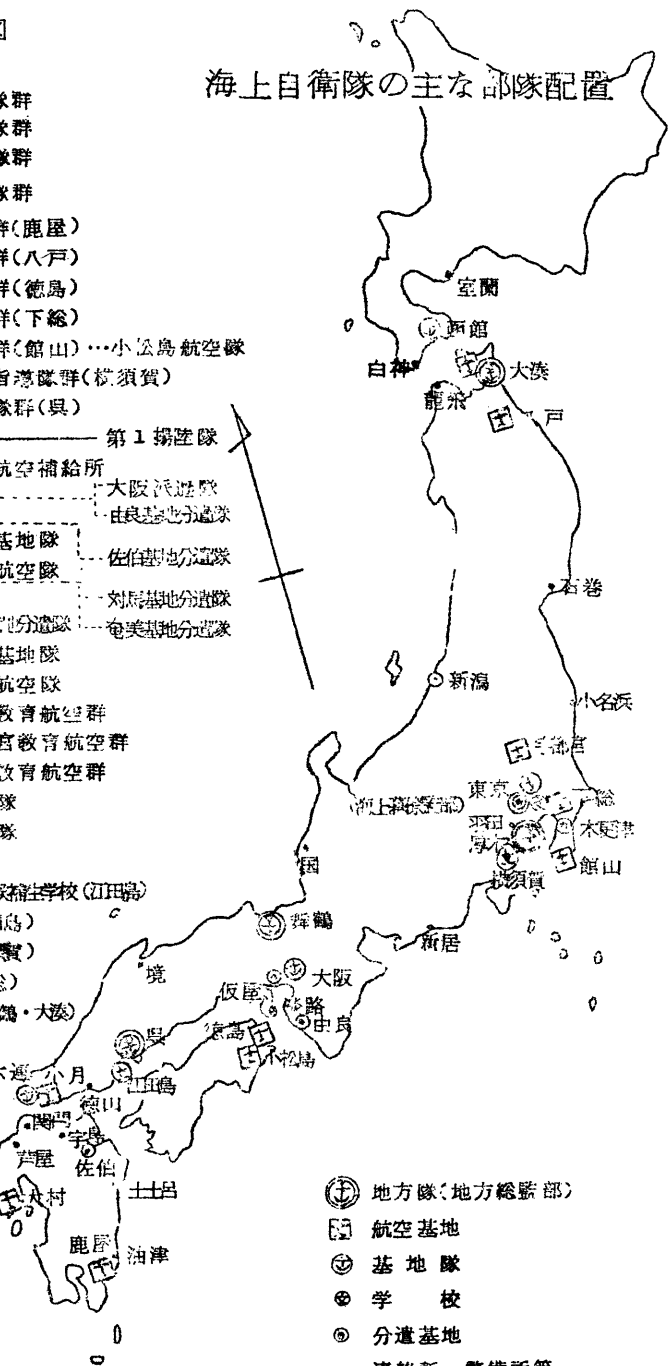
海上自衛隊の組織図



海上自衛隊の主な部隊配置

防衛庁
海上自衛隊司令部
(東京)

- 第1揚陸隊
- 横須賀地方隊…木更津航空補給所
- 呉地方隊…横神基地隊
- 佐世保地方隊…下関基地隊
- 舞鶴地方隊…新居基地分遣隊
- 大湊地方隊…函館基地隊
- 教育航空集団(宇都宮)
 - 鹿屋教育航空群
 - 宇都宮教育航空群
 - 小月教育航空群
- 練習艦隊
 - 第1練習隊
 - 第2練習隊
- 第1掃海隊群
- 学校
 - 幹部学校(東京)
 - 幹部補給学校(江田島)
 - 第1術科学校(江田島)
 - 第2術科学校(横須賀)
 - 第3術科学校(下総)
- 地区病院(横須賀・江田島・舞鶴・大湊)
- 実用実験隊(横須賀)
- その他の部隊(東京)



- Ⓜ 地方隊(地方総監部)
- Ⓜ 航空基地
- Ⓜ 基地隊
- Ⓜ 学校
- Ⓜ 分遣基地
- ・ 連絡所, 警備所等
- ・ 航空救命基地または連絡所

第 2 章 通信計画

1 目的及び構成

(1) 目的

ア 必要な通信が効果的に実施できるように適切な通信施設を準備すること。

イ 使用可能な施設を効率的及び経済的に運用すること。

ウ 要するに現有通信力の最善発揮を計画して部隊の任務遂行に資するのが目的であつて、海上自衛隊通信規則や各部隊の通信規則は長期の大綱計画と考えることができる。個々の訓練や作戦に際しては、短期の細部計画で具体的な通信実施の要領が示される。

(2) 構成

通信計画を構成する要素は次のとおりである。

ア 通信組織

イ 通信任務及び方法

ウ 通信統制の基準

エ 対敵通信

オ 通信監査

2 通信組織

通信組織は通信運用の基礎であり、一般に部隊の指揮組織を反映する。

(1) 通信区組織

通信を行なうことができる範囲を地域的に定めたもので中央放送区と地方放送区がある。

(2) 通信系組織

通信を行なうことができる範囲を系統別に定めたもので、次の通信系に区分されている。

ア 常用通信

(イ) 無線通信系

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

a 固定通信系 (X)

陸上基地相互の無線通信で、有線通信の補用として使用する。

通信系： 中央固定系。地方固定系。航空基地系

b 放送通信系 (B)

東通または各地通から艦船及び陸上通信所に対する放送に使用する。

通信系： 艦隊放送系。一般放送系。潜水艦放送系(東通)。地方放送系(各地通)

c 艦所通信系 (C)

艦船と陸上通信所の交信に使用する。

通信系： 中央艦所系 (TC) 艦隊艦所系 (FC) 地方艦所系 (OC) 航空艦所系 (AC)
潜水艦系 (UC) 共用艦所系 (2665) 他の艦所系使用困難時 共用電波を用いた連絡

d 航空通信系 (A)

航空機と航空基地の通信に使用する。

通信系： 艦隊航空系 (FA) 地方航空系 (LA) 航空交通管制系

e 広域戦術系

群以上の上級司令部間の緊急戦術指揮、情報の交換に使用する S B の無線電話系。

f 局地戦術系

重要港湾及び海峡防備の局地戦に従事する艦艇、航空機と陸上司令部間の緊急戦術指揮、情報の交換に使用する UHF VHF の無線電話系で、作戦海域をカバーするため適所(岬、山頂、離島等)に無線中継所を設置してある。

(例) 対馬海域局地戦術系

g 港務系

出入港中の艦船と港湾支援部隊の通信に使用する無線電話系

h 港内系

停泊中の艦船部隊内及び艦船と陸上部隊との通信に使用する無線電話系。

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

(1) 有線通信系 (付図 3-14)

a テレタイプ系

陸上基地相互のテレタイプ通信に使用する。

通信系： 中央テレタイプ系、~~中央直通テレタイプ系~~、地方テレタイプ系

b 有線電話系

(a) 直通電話系： 主要部隊、機関、基地のオペレーションルー、当直室を結ぶ直通電話。

(b) 共用電話系： 一般管理業務用の隊内電話

イ 部隊通信

(7) NETS

a 水上部隊戦術系 (TAC NET)

OTC (戦術指揮官) の出ず戦術命令、陣形の制形、変換等の運動信号及び各艦長からOTCにあてる主要な報告 (敵発見、保安上の危険等) に使用する視達距離内の艦橋電話系。

SAU (捜索攻撃隊) 内で使用する場合は SAU TAC という。

b 指揮、情報系 (Command & Reporting NET)

(a) Command NET

艦隊指揮官相互の緊急戦術指揮、報告に使用する遠距離の艦橋電話系。

(b) Reporting NET

CIC相互の情報交換に使用する遠距離のCIC電話系。

一般通信系 (General Issue Communication NET)

(a) Common NET

緊急を要する作戦通情以外の一般情報、管理通信に使用する遠距離の電信、電話系 (電信室 or CIC)

(b) AD NET

人事、定期報告、補給請求等、日常の管理業務に使用する視達距離内の電話系 (電信室 or CIC)

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

d 調整系 (*Coordinaten* NET)

(a) CI NET

CIC相互において、CIC活動に必要な諸情報をひんぱんに交換するのに使用する視達距離内のCIC電話系

(b) GC NET

艦砲またはミサイルの使用を調整するための情報交換に使用する視達距離内のCIC電話系。

※ GC & ADNETとして管理通信と兼用する場合がある。

航空管制系 (*Air Control* NET)

(a) ASAP NET

空水協同のASWにおいて艦船が航空機をコントロールするのに使用する視達距離内の電話系 (CIC or 艦橋)

(b) *Air Scouting* NET

洋上警戒中の航空機を航空基地がコントロールするのに使用する遠距離の電信、電話系で、必要とする場合艦船も入系できる。
(CIC or 電信室)

(c) *Air Base Call* NET

艦船と航空基地の連絡用に使用する遠距離の電信電話系 (CI C or 電信室)

f 統合通信系 (*Joint Communication* NET)

航空自衛隊のレーダーサイトまたはジェット機と海上自衛隊の艦艇または航空機が情報の交換に使用する電話系。

(f) CHANNEL

a 1つのNETに2以上の電波を配布して2以上の通信回線を設けることができる。そのうちの各回線をCHANNELといい、次のように区分される。

(a) PRIMARY 常用

(b) SECONDARY 補用

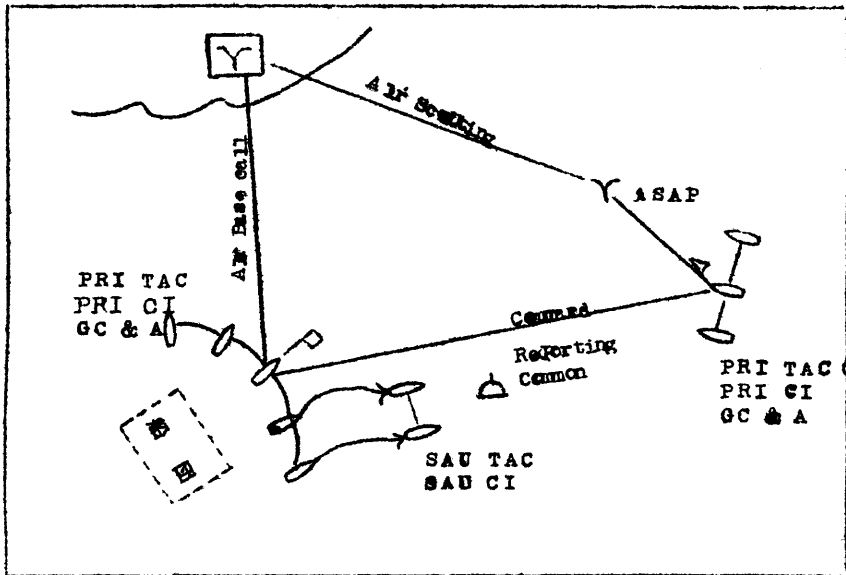
(c) OVER LOAD 追加

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

取扱注意

- 6 使用する通信回線が多い場合次のようにアルファベットを付して区分する場合がある。

SAU TAC A, SAU TAC B, SAU TAC C



(3) 電波組織

ア 郵政大臣から割当られた周波数を通信系，部隊及び用途別に配分して無秩序な使用を防止すると共に，さらに電波の型式及び電波略符等を定めて電波を使い易いように組織化することである。

イ 電波略符はアルファベット記号と数字をもつて構成されるが，記号の意味は次のとおりである。

A :	M :	V :
L :	S :	U :
B :	X :	F :

(4) 通信配備

ア 有効かつ長期にわたる通信力を維持するために配員すべき通信系，配員時機及びWATCHの要領を定めることで，通信規則で一般的な標準

取扱注意

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

が示されるほか個々の通信計画では付録の周波数計画で具体的な要領が示される。

イ WATCHの指示

	送信	受信	記録	備考
GUARD (G)	○	○	○	○ 可能 ⊗ 必要により × 不要
COVER (C)	⊗	○	○	
COPY (K)	×	○	○	
LISTEN (L)	×	○	⊗	

※ WHEN ASSIGNED (A)

WHEN REQUIRED (K)

WHEN ORDERED (O)

ウ 周波数計画の例

とわめて簡単な通信計画は周波数計画だけで示される場合がある。

番号	通信系	型式	周波数	符号	通信配備
1	PRI TAC	A ₃	↑ 略 ↓	U01	
2	SAU TAC A	A ₃		U02	
3	SAU TAC B	A ₃		U03	
4	PRI CI	A ₃		U04	
5	SAU CI A	A ₃		U05	
6	SAU CI B	A ₃		U06	
7	ASAP	A ₃		V01	2 (FREADIE:G)
8	AIR SCOUTING	A ₁ A ₃		AQ1B	
9	GC & A	A ₂		V02	

※ 現用の周波数を記入すると「 」に準じて「 」を記さなければならない。

HP『海軍砲術学校』公開史料

取した意

3 通信任務及び方法

(1) 通信任務

各艦所機に与えられた通信に関する任務をいい、通信計画で示される。

ア 統制任務

(ア) 通信系内の通信を統制する任務で統制通信所(NCS)が行なり。

(イ) 常用通信系の統制通信所は海上自衛隊通信規則に示されており、部隊通信系の統制通信所は部隊指揮官が定める。特命なければ部隊指揮官所在の通信艦所機に任ずる。

イ 中継任務

(ア) 指定された通信所へ電報を中継する任務をいう。

(イ) 相手通信所が呼出しに出来ない場合、交信(話)可能な通信所を中継に任ずる。機は特殊な状況下になり中継に任ずる。

ウ その他代表任務、対話任務及び監査任務等がある。

(2) 通信の方法

各艦所機が行なり通信の方法をいい、通信計画で示される。

統制の有無により区別される場合の方法

ア 自由通信 …………… 所が少数のとき。

イ 制限通信 …………… 所が多数のとき。即急信が見込まれる

交信(話)要領による通信の方法

ア 直接通信 …… 原

イ 間接通信 …… 発信者、受信者の要領で第三者に了解させる。

ウ 放送 …… 放送機による対艦通信を行う。

4 通信統制の基準

(1) 緩急区分

ア 電報の急急区分

イ 特別急電 (略号 トク、急電 Z)

自衛隊の行動 (自衛隊法第99条) に関する重要な命令、艦隊司令部の対艦通信の停止等。

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

は報告通報で最も緊急を要するもの。

(例) 敵発見第1報、空襲警報、敵号不明

(イ) 緊急(キン、Y)

自衛隊の行動に関する特別緊急について緊急を要するもの及び遭難捜索救助に関し緊急を要するもの。

(例) 遭難電報、防空警戒警報

(ロ) 特別至急(キウ、O)

現在進行中の作戦に関する重要な命令等及び一般行動作業に関し特に速達を要するもの。

~~海上自衛隊補給実施要領第1編4章4節の規定による優先記号の54と54-53の補給請求。~~

(例) 航空機の消息要求、潜航開始と浮上報告

(ハ) 至急(ウナ、P)

一般業務運営に関するもので速達を要するもの及び補給優先記号54～(イ)の補給請求。(一般業務関係で通常使用できる最上位の緩急指定)

(例) 航空機の位置通報、事故通報

(ニ) 普通(R)

普通の電報

(例) 通学の行動報告、通学の管理電報

(ホ) 閑送(カソ、M)

受付けたときから24時間以内に送信すればよいもの。

(例)

※ 至急以上の電報は下位の電報の送信を中止して送信するものと
する。 ↳ = せき

イ 市外通話(専用線)の緩急区分

- | | | | |
|-----|------|-------|-----------------|
| (イ) | 緊急 | | 電報のトク、キンに準ずるもの。 |
| (ロ) | 特別至急 | | “ キウ “ |
| (ハ) | 至急 | | “ ウナ “ |
| (ニ) | 普通 | | “ 普通、カソ “ |

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

※ 緊急及び特別至急の市外通話は下位の通話を中止して通話することができる。

(2) 電波管制

ア 目的

電波の発射を制限し、または禁止することによつて敵による味方電波の利用を防止し、もつて味方部隊の企図及び行動所在を秘とくする。

イ 標準

- (ア) 電波封止 (テフシ)
- (イ) 電波非常管制(テヒカ)
- (ウ) 電波警戒管制(テケカ)
- (エ) 電波通常管制(テソカ)

※ 自衛艦隊司令官等は上記の標準に基づいて細部標準を定めなければならない。

ウ 実施

- (ア) 部隊指揮官が細部標準に基づいて下令する。この場合、通信系、周波数、実施の時機及び管制種別を示すものとする。(通信計画で明示)
- (イ) 行動中の艦船、航空機は電波管制が行なわれていない場合であつても電波の発射は必要最少限にとどめ、特に30MC未満の電波の発射についてはその遠達性に対し十分考慮しなければならない。

エ 電波管制を破るべき場合の標準

- (ア) 敵発見(探知)の報告
- (イ) 上級指揮官からのオーセンテイケーションを付した呼出に回答するとき。
- (ウ) 遭難通信、その他緊急を要する保安通信を発信するとき。

(特に平時においては人命、艦船、航空機の保安に危険がある場合は令なくして電波管制は解除される。)

オ 電波の発射指揮

電波の発射は部隊、艦艇及び航空機を直接指揮する指揮官の責任であ

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

る。ただし()以下においては通信長等に委任することができる。

- ※ 通信長等：
- | | | |
|---------------|-------|--------|
| 地方通信隊 | …………… | 通信長 |
| 〃 基地隊 | …………… | 通信所長 |
| 航空基地隊 | …………… | 航空通信隊長 |
| 地方隊所属
の航空隊 | …………… | 通信班長 |
| 艦 船 | …………… | 船務長 |

(3) 通信制限

ア 目的

電波の取扱いを制限し通信ふくそう時における緊急通信の速達をはかる。

イ 標準

- (ア) 緊急通信制限(キンツセ) …… トク、キン以外の受付伝送停止
(イ) 特別通信制限(キウツセ) …… ウナ 以下の “
(ウ) 至急通信制限(ウナツセ) …… 普通、カソ の “

ウ 実施

(ア) 下令者

海幕長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、地方總監

- (イ) 指揮下の通信所に対し、通信系、実施の時機及び管制の種別を示して行なう。

(4) 停信、復信

ア 目的

緊急重要な電報の速達をはかるため通信を一時中止する。

イ 実施

(ア) 下令者

海幕長、自衛艦隊司令官等、護衛艦隊司令官、航空集団司令官。

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

- (4) やむを得ないときは部隊指揮官は停信を要求することができる。
- (5) 停信を命ぜられたまたは要求された通信所はただちに送信を停止する。
- (6) 停信の必要がなくなつたらただちに復信を行なう。

5 対敵通信

(1) 要旨

- ア 味方通信の機能をもつて敵の通信に支障を与える。(通信攻撃)
- イ 味方通信の安全を確保する。(通信防衛)

(2) 通信攻撃

ア 妨信

味方電波により敵通信を妨害する手段をいう。

イ 偽電

(1) 敵通信所の発着に見せかけて偽の通信を行なう。

(2) 味方通信所相互で偽の通信を行ない、傍受させて敵を欺く。

ウ 通信情報 (COMINT)

(1) ふく射された通信電波を傍受または測定することによつて得た情報をいう。

* 通信以外の電波による情報を電子情報 (ELINT) といい、

(2) 暗号の解読は通信情報の主眼の1つであるが、この目的達成のためにはあらゆる手段を行使して解読資料の収集及び調査が行なわれている。

(3) 通信防衛

ア 妨信防衛

2以上の電波による同時送信、電波転換等により回避する。

イ 偽電防衛

(1) オーセンテーションを活用する。

(2) 偽電防衛符号の種類

a 問号、答号

取扱注意

2-11

6 送信識別

ウ 通信情報防衛

(ア) 電波ふく射防衛

電波管制の実施及び視覚通信，放送の活用をはかる。

(イ) 信文防衛

機密保持を厳正にし，特に暗号の使用及び取扱いについて細心の注意を払う。

(ロ) 交信法防衛

通信規律の振興及び交信技倆の向上に努める。

6 通信監査

(1) 要旨

通信が法令の規定に従って確実に行なわれているかどうかを監査し，通信規律の維持，通信保全の確認に努めると共に通信運用上の諸資料を収集する。

(2) 指摘事項の報告，通報

重要指摘事項（記号A）についてはその都度，一般指摘事項（B・C）については毎月頭に前月分をとりまとめ関係先に報告，通報される。

HP 『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

第 3 章 通 信 要 務

1 発信権者等

(1) 発信権者及び通話権者

ア 海上自衛隊の通信系による通信は、特別な場合のほか私用に便つてはならない。また公用で使用する場合であつても、電報の発信及び専用線による市外通話は次に示す発信権者及び通話権者かまたはその承認を得た者でなければならない。(特別な場合：概説、部外との通信参照)

イ 発信権者及び通話権者

- (ア) 部 隊 : 部隊の長(艦艇長, 機長を含む)
- (イ) 海 幕 : 課長以上及びこれに準ずる者。
- (ウ) 地方総監部: 部長以上監理官及び監察官
- (エ) 群以上またはこれに準ずる部隊: 幕僚以上
- (オ) 機 関 : 部長以上及びこれに準ずる者。
- (カ) 演習等の場合: 統裁官, 審判官
- (キ) ぎ装中の艦船: ぎ装員長
- (ク) 通信要務上の電報に限り通信長は発信権がある。

ウ 発信権者の特例

||
通信長

- (ア) 護衛艦隊の艦船には次の特例がある。

	種 類	内 容	発信権を有する者	
航海状態	信号通信 無線交話 (TAC)	各級指揮官から委任を受けた事項	当直士官	隊付 (隊勤務幹部)
	" (CI)		CIC当直士官	
停泊状態	管理系及び港務系 無線交話	所掌の管理業務を 内容とする事項	幹 部 自 衛 官	
	手旗及び発光による 管理通信			
	上記以外の信号通信			

取扱注意

3 - 1

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

(1) 信号(除く旗りゆう)または無線交話により当直士官等の発信者名で通信文を送る場合は本文の前に次のような略語を冠する。

(例) ×トヨト× ……………
 ×シツキヨフ× ………

(2) 発信調整者

ア 発信電報の記載事項及び市外通話の内容等を審査する権限を有する者で発信権者及び通話権者に対するいわば目付役である。

イ 部隊等における発信調整者

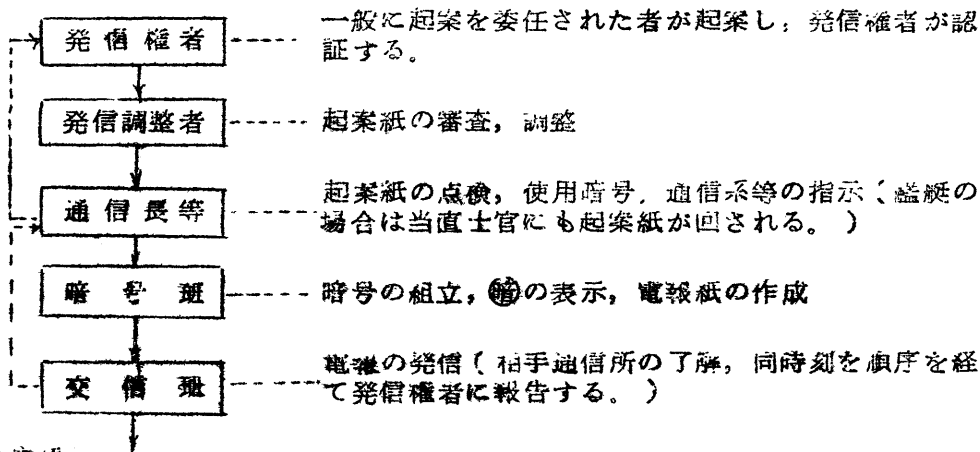
(ウ) 海幕： 総務課長(文書上)，東通司令(通信実施上)

(イ) 部隊： 部隊の長が定める。

- a 群司令部 …… 通信幕僚
- b 隊司令部 …… 司令乗艦の船務長
- c 艦 艇 …… 船務長
- d 航空隊 …… 通信班長
- e 基地隊 …… 通信所長
- f 総 監 部 …… 防衛部長(文書上)地方通信隊司令(通信実施上)
- g 江田島地区 …… 1術校総務課長

2 電報発(着)信の要領

(1) 電報の発信順序

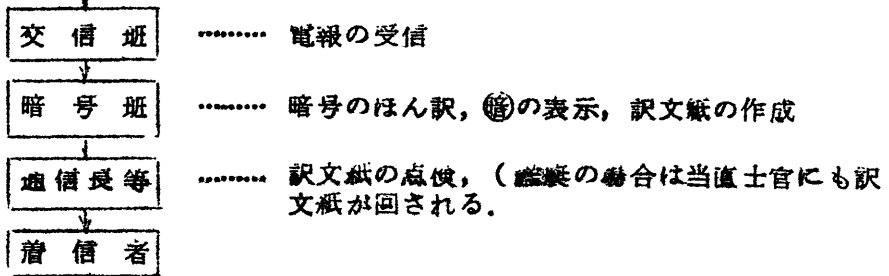


取扱注意

HP 『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

(2) 電報の着信順序



3 電報の起案要領

(1) 額表の記入要領

ア 発信者名

- (ア) 発信者名は発信権者に限る。
- (イ) やむを得ない事由により発信権のない者が発信する場合は当該電報の発信を承認した発信権者を発信者名に記入し、本文中に「発〇〇〇〇」として、姓官名または職名を記載するのを例とする。

イ 着信(受報)者名

- (ア) 着信(受報)者名は原則として発信権者に限る。軽易な事項で担当者が明白な場合のほかは部隊、機関等の長をあて先とする。
- (イ) 特に必要があつて発信権のない者にあてて電報を発信する場合
 - a 名あて符号替にある場合はそのまま着信(受報)者名とする。
 - b 名あて符号替にない場合は電報の伝達を依頼するのに最も都合のよい発信権者を着信(受報)者名とし、本文中に「あて〇〇〇〇」「通報××××」または「△△△△に伝えられたい」等と記載する。

(ウ) 着信(受報)者の範囲

- a 着信者 内容に直接関係ある者及び指揮系統上位の指揮官。
- b 受報者 内容に間接的に関係ある者
- c 必要最小限度にとどめる。

取扱注意

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

※ 発信者、着信（受報）者名は記符号が使用される。

ウ 秘密区分の指定

㊦ 目的

電報の取扱い及び電報に含まれる内容の配布範囲を制限する。

㊧ 区分

機密（キミツ）

極密（ゴクヒ）

秘（ヒ）

} 訓令が定める秘密区分

取扱注意（チイ）

秘密区分なし（ナシ）

} 取扱い上の区分

- ㊨ 秘密区分の指定に当つては必要な限度において最優の指定とし、また一見なんでもないと思われる事項についても十分に考慮するものとする。
- ㊩ 秘密の電報に対する応答または照会は、その電報の内容によつて判断し、必ずしも、もとの電報と同一にする必要はない。
- ㊪ 秘密の指定を行なつた場合は秘密電報登録簿又は秘密電報受領簿に必要事項を記載するものとする。

緩急区分の指定

㊦ 目的

電報の取扱い上の相対順位を示す。

㊧ 区分

トク、キン、キウ、ウナ、普通、カソ

㊨ 2重緩急指定

1通の電報に2つの緩急指定を行なうことができる。

㊫ 高い指定 → 着信者

㊬ 低い指定 → 受報者

- ㊩ 余裕をもつて起案し、高過ぎないように注意する。

オ 取扱区分の指定

㊦ 目的

電報の内容による取扱要領を示す。

取扱注意

HP『海軍砲術学校』公開史料

取扱注意

(1) 区分

- a 親展（ニカ）…………… 名あて以外に秘とく。暗号作業は幹部
- b 事務（ムニ S_{or}）… 通信要務上の通信長等が発する電報
- c 演習，統裁，訓練（エン，トウ，クン）
- d 照校（G）…………… 着信者に対する復唱要求
- e 確認（J）…………… 発信者に対する確認要求

(2) 本文の起案

ア 基準法規を守る。

電報による命令，報告または通報等の記載事項，書式等は各種の法規で定められているものが多いから，内容に従い該当法規を参照してじゅん守しなければならない。

イ 電報の特質に注意する。

テレタイプ，機械暗号等の使用によりカナ組みく（数字，限られた記符号を含む）がよく使用されるのでまぎらわしい漢字，熟語等の使用はさける。

ウ 洗練された文章とする。

(ウ) 文章は口語体による公用文とする。（明瞭・簡潔）

(イ) 日本語は区切り点1つで意味が全く異なる場合があるから重要個所の表現は慎重に検討する。

(ウ) 電報特有の表現があるので平素からよく研究しておく。

(3) 発令日持

ア 起案された電報を発信者が認承した時刻である。

イ 日，時，分を示す6数字をもつて示し，末尾には時刻幕を付す。

（例） 45年11月1日 0800]→

ウ 発令日時は電報の識別に使用するので，2通以上同時に発信する場合は適宜差を設ける。

HP『海軍砲術学校』公開史料

4 通信保全

(1) 通信の秘密保全

ア 秘密を守る義務（隊法 59 条， 118 条， 訓令 8 条）

- (ア) 職務上知った秘密を他に洩らしてはならない。
- (イ) 証人として秘密事項を発表する場合は長官の承認を要する。
- (ウ) 違反した者は自衛隊法により処罰される。

イ 入室の制限（訓令 9 条）

関係者以外通信設備のある場所に入つてはならない。

(2) 保全手段（秘密保全に関する訓令， 達）

ア 保管保全

(ア) 窃盗， スパイ行為， 写真撮影等による秘密のろう洩防止は， 通信関係者ばかりでなく総員の協力が必要である。

(イ) 保 管

a 機密， 極秘

2 重鍵（文字盤， 鍵）のついた鋼製ロッカーに格納する。

b 秘

鍵のついた鋼製ロッカーに格納する。

c 暗号文書

他の文書と同一緩りにして保管してはならない。

(ウ) 非常時または不必要になつた場合の処分

a 処分の方法

第 1 手段……………焼却

次善策……………沈下

埋没

破碎

b 不要時の破棄

(a) 管理者の指定する幹部自衛官立会いのもとに保全責任者が行ない， 秘密接受簿破棄の欄に所要事項を記載する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

(b) 極秘以上の文書、図書及び暗号書表については、破棄証明書に登録番号等を表示した表紙を添付して当該秘密を指定した者又は送付した者に送付する。

c 緊急時の破棄

(a) 処分後、すみやかに緊急破棄の理由、措置等を順序を経て自衛艦隊司令官等（長官直轄部隊、機関の長）に報告するとともに、当該秘密を指定した者又は送付した者に報告通報しなければならない。

(b) 自衛艦隊司令官等は海幕長に追加報告を行なう。
ただし、秘のものは省略できる。

(c) 暗号書表の表紙は、緊急の場合といえども状況の許す限り破棄しないものとする。

d 検査

電報は文書の一形式と見られる。従つて定期又は臨時検査時には秘密電報の通数は一般（文書・図画）の数に加えて報告する。

(7) 通話事項の制限

a 有線電話

自管内線相互通話「 」
市外通話「 」 } 以上の内容を平文のまま通話してはならない。

ただし、やむを得ない場合は次の者が認めればよい。

極秘以上……海幕長、自衛艦隊司令官等

秘 ……管理者、その職務上の上級者

b 無線電話

「秘」以上の内容を平文のまま通話してはならない。

ただし、戦術場面において非遠達性電波を使用する場合は部隊等の長が認めればよい。

c 暗号電報の訳文を電話で処理する場合は内容が秘に属さなくても「秘」に準じて処理するものとする。

HP『海軍砲術学校』公開史料

(イ) 郵送の制限

- a 機密の文書、函書等は郵送できない。
- b 極秘のものは第1種書留郵便、秘のものは第1種書留郵便又は書留小包にすれば郵送できる。ただし、2重封筒にして次の要領による。
 - (a) 内側の封筒等には管理者をあて先とし、発送者の職名・秘密区分・登録番号・名称及び部数を記載する。
 - (b) 外側の封筒等には、海上自衛隊文書処理規則に規定するあて先及び発送者の職名のみを記載する。

ウ

ウ 暗号保全

- (ア) 暗号室には関係者以外入室させてはならない。
- (イ) 暗号を使用した電報の起案文又は訳文を記載した用紙「起案紙等」には赤色調で「暗号」と表示する。
- (ウ) 「暗号」と表示のある起案紙等及び暗号のほん訳及び組立てのとき使用した作業紙はその内容が秘に属さないものであつても秘に準じて保管するとともに関係ある職員以外に閲覧させてはならない。
- (エ) 暗号に関する事故は些細な使用上の誤りでも確実に報告させる。

(参 考)

関係職員

1 管 理 者

当該秘密に関する事務をつかさどる者
→秘保保全に関する速 別表

2 管理者の職務上の上級者

3 当該秘密について当然協議又は合議を受けるべき者

HP『海軍砲術学校』公開史料

4 取扱者

当該秘密に係る起案・運用・調査・研究等の事務を命ぜられた者。

→ 一般秘密：管理者が指定

暗号：幹部自衛官又は行（一）6等級以上の事務官。
電信・暗号の特技を有する海曹等

5 保全責任者及びその職務を代行する職員

(1) 管理者の管理に係る秘密の文書・図画，又は物件の登録及び保管並びにこれらに伴う事務。

(2) 秘密保全のための適切な措置

→ 一般秘密：管理者又はその職務上の上級者が指定する。

幹部自衛官又は行（一）6等級以上の事務官。

暗号：暗号の取扱いは幹部自衛官又は行（一）6等級以上の事務官。

6 当該秘密の文書，図画又は物件につき管理者又はその職務上の上級者から特にこれらの保管を命ぜられた者。

※ 指定は秘密関係職員指定簿による。

取扱者の指定は必要最少限度とする。

保全責任者の指定はつとめて直近下位の者をあてる。

取扱注意（訓令第47条）

管理者及び管理者の指定する幹部自衛官は，その取扱う事務に関する文書図画又は物件でその保全の必要度が秘密区分に定める基準には達しないが，当該事務に関与しない者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えおそれのあるものについて，取扱注意の指定をするものとする。

（準用規定）

第6条（秘密を守る義務）

第7条（防ちよう）

第8条（関係職員の範囲）

第15条（標記の表示）

第39条（保管容器）

第46条（破棄）

HP『海軍砲術学校』公開史料

第 4 章 各 種 報 告 電 報

1 行動報告

- (1) 艦船部隊発着報告 (29年海自達20号) 別紙 1
- (2) 艦艇部隊行動報告 (海幕運4852号 46.9.13) 別紙 2
- (3) 潜水艦行動保安報告 (42年海自達58号) 別紙 3
- (4) 航空集団における航空機の発着行動報告 (空団(作)第7号36.9.10)
別紙 4

2 事故速報

- (1) 一般事故(43年海自達23号) 別紙 7
航空機・武器弾薬・施設・車輛・金銭・物品・秘密保全・傷病・服務に
関する事故。
- (2) 艦船事故(34年訓令3号, 34年海自達77号) 別紙 6
衝突・浸水・火災・機関等に関する事故及び運用等に係る人員事故, も
しくは他施設等の損壊等の事故。
- (3) 航空事故(30年訓令35号, 34年海自達62号) 別紙 8
墜落・衝突・火災等の事故及び飛行中の機内の人員事故。
- (4) 暗号事故(各種暗号使用規則) 別紙 9
暗号使用上の誤りに関する報告 別紙 10

3 戦闘速報

- (1) MIC-P (42年SF達9号)
- (2) 触敵報告 (ATP-1A VOLI 9章)
- (3) 戦闘概報 (海自達42号35.7.28:海上自衛隊作戦要務準則)
別紙 11

HP『海軍砲術学校』公開史料

4 その他の諸報告

- (1) 通信系出入報告 (通信規則 79 条 80 条) 別紙 5
- (2) 航空機現状日誌 (海幕運第 5545 号 41.11.21)
- (3) 気象, BT 通報 (通信便覧(取注版) 5 項)
- (4) 海水の油濁に関する情報の通報 (海幕運第 927 号 43.2.26)
別紙 17

(参 考)

EF 関係の諸報告

- (1) 修理開始(完了)報告 別紙 15
- (2) 空水協同訓練実施協議 別紙 16
- (3) EF 情報業務規則 (EF 例規(秘密版))
- (4) 主燃料報告 別紙 14
- (5) 訓練用弾薬報告 別紙 13

1 艦船部隊発着報告

(1) 適用部隊

海上自衛隊の艦船及び艦船をもつて編成される部隊の発着報告に適用する。ただし、護衛艦隊及び潜水隊群については別の規程の適用を受ける。

(2) 報告者及び報告，通報先

ア 報告者

当該艦船部隊に乗艦し，直接指揮又は統制している最高指揮官

イ 報告・通報先

着信者 { 海幕長
指揮系統上の上級指揮官
直属の指揮官

受報者 { 在籍地方総監
港湾担当部隊の長
行動に関係ある部隊及び機関の長

(3) 報告事項

ア 出発の場合

- ㊦ 艦船部隊名
- ㊧ 行動する目的及び目的地名（要する場合）
- ㊨ 出発日時及び出発地名
- ㊩ その他行動予定等報告者が必要と認める事項

イ 到着の場合

- ㊦ 艦船部隊名
- ㊧ 到着日時及び到着地名
- ㊨ その他報告者が必要と認める事項

HP『海軍砲術学校』公開史料

(4) 記載例

ア 出発の場合

(ア) を率い に向け 発

(イ) を率い を経て に向け
 発

イ 到着の場合

を率い 着

ウ 行動の目的等を記載する場合

(ア) を率い のため に向け
 発

(イ) を率い に向け 発
 着の予定

エ 短時間の行動の場合

を率い のため
 発 着

- ※ A：艦船部隊名 B：目的地 C：出発地
D：経由地 E：到着地 F：行動の目的
G：到着予定時刻 H：出発時刻

- (注) 1 単艦の場合は「を率い」を省略する。
2 発(着)日時は発令日時をもつて表わし、本文中の記載は省略するのを例とする。
3 艦船部隊中1部欠のある場合は と記載する。

HP 『海軍砲術学校』公開史料

2 艦艇部隊行動報告（MR電報）

(1) 適用部隊

自衛艦（潜水艦を除く）及び支援船と艦船をもつて編成される部隊に適用する。

(2) 報告者及び報告・通報先

ア 報告者

当該艦船部隊に乗艦し、直接指揮している最高指揮官

イ 報告・通報先

1 MR電報着信者

次表の着信者欄に掲げる者を一括して、それぞれの区分によるMR電報着信者とする。

区 分	着 信 者
横須賀MR電報着信者 (Y-MRA)	CMS、SF [□] 、Y-RH [□] 、2・4・21Aw [□] 、 各Cs [▽] 、Y-Ba [▽]
呉 MR電報着信者 (K-MRA)	CMS、SF [□] 、K-RH [□] 、1・3Aw [□] 、 各Cs [▽] 、K-Ba [▽] 、Km-AS [▽]
佐世保MR電報着信者 (S-MRA)	CMS、SF [□] 、S-RH [□] 、1Aw [□] 、 Om-AS [▽] 、各Cs [▽] 、S-Ba [▽]
舞 鶴MR電報着信者 (M-MRA)	CMS、SF [□] 、M-RH [□] 、1・2・3Aw [□] 、 各Cs [▽] 、M-Ba [▽]
大 湊MR電報着信者 (O-MRA)	CMS、SF [□] 、O-RH [□] 、2Aw [□] 、 O-AS [▽] 、各Cs [▽] 、O-Ba [▽]
全 般MR電報着信者 (G-MRA)	CMS、SF [□] 、EF [□] 、AF [□] 、各EL [□] 、 1SL [□] 、各Cs [▽]

HP『海軍砲術学校』公開史料

- 2 部隊、行動区域等に応じ1又は2以上の区分のMR電報着信者を着信者とし、必要な指揮系統上の上級指揮官及び関係する出入港湾担当部隊の長を着信者に加え、当該行動に関係ある部隊又は機関の長を受報者とするものとする。

例1：5駆隊が大湊から横須賀に向かう場合

着信者 O-Y-MRA

例2：22護隊が呉方面で行動する場合

着信者 EF[⊥]、1EL[⊥]、K-MRA

例3：「あづま」が2護群に協力のため呉方面で行動する場合

着信者 K-MRA

受報者 EF[⊥]、2EL[⊥]

例4：1練隊(37掃隊)「ちはや」が呉方面で行動する場合

着信者 TS[⊥](1ML[⊥])(1SL[⊥])、K-MRA

例5：22護隊が横須賀発、大阪経由、呉に向かう場合で行動予定を1術校長に通報する必要がある場合

着信者 Y-K-G-MRA、Ok-Lb[▷]

受報者 1MSS[⊥]

(3) 発航電報

ア つとめて発航の24時間前までに発信する。ただし災害派遣、航空救難等急速に発航を要する場合は、電報の準備ができしだい発信する。

イ 寄港地における停泊時間が、一寄港地につき連続24時間を超える場合は、当該寄港地までの行動と事後の行動とに分け、別のMR電報で処理する。

ウ 行動中、主隊から分離又は主隊に合同するための行動を行なう艦船部隊の指揮官は、分離以後又は合同までの行動に関して、それぞれ所要の発航電報を発する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

エ 発航電報の記号番号及び記載要領

記番号	M R 電報 報告 事項	記 載 例
	M R 識 別 記 号	MR・DEP
1	艦船部隊名	1 2EL(-1Ed)
2	発航地及び発航日時(発航地に続き6数字で表わす)	2 S 250800
3	目的(「目的の記号」により記載する。)	3 N・G(スリーブ・アスロック、L)
4	進出速力	4 16
5	最終到着地及び到着予定日時(最終到着地に続き6数字で表わす。)	5 Y271200
6	航路(主な通過海峡、寄港(仮泊)地を予定航路に沿って順に連記し、寄港(仮泊)地の到着予定日時及び発航予定日時()内に記入する。)を付記する。)	6 Fu 251900 (251930) 大隅海峡
7	通信系の出入日時(通信系名に続き6数字で表わす。)	7 KB252300 YB262000
8	毎日の○○○○時の位置(日を表わす数字に続き記載する。)	8 26・WJNB1146 27・310大島Lt6
9	その他必要な事項	9 260000 1Ed を合同の予定

注 1 : (1) 該当事項がない場合、必要がない場合又は不明の場合は、欠番とすることができる。

(2) 地名は海上自衛隊の使用する符号及び記号に関する達(昭和33年海上自衛隊達第45号)の地名記号による。記号のない場合は固有の地名を記載する。地名以外の位置表示はGEOREF方式又は基点からの方位距離(マイル)による。

(3) 分離行動の場合は「発航地及び発航日時」を「分離地及び分離日時」に読みかえるものとする。

HP『海軍砲術学校』公開史料

合同行動の場合は「最終到着地及び到着予定日時」を「合同地及び到着予定日時」に、それぞれ読みかえるものとする。

(4) 8項は当該艦船部隊が寄港（仮泊）中の場合は、日を表わす数字に続き、当該寄港（仮泊）地名を記入するものとする。

(5) MR電報において、日時を表わす場合は、日時を表わす数字に続き時刻帯記号を付するものとする。

ただし、時刻帯記号がI（-9時間帯）で錯誤のおそれのない場合は省略することができる。

(6) 艦船部隊の発航時刻又は到着時刻は、先頭の艦船の時刻をそれぞれ記入するものとする。

オ 目的の記号

目 的	記 号	目 的	記 号
統合訓練	J	救難、災害派遣	R
協同訓練	C	情報調査	K
特別訓練	S	海洋観測	H
射撃・発射訓練	G	航路啓開業務	Q
対潜訓練	U	輸 送	L
空水協同訓練	V	諸試験、実験及びこれに 協力する作業	T
海空訓練	A	教務協力、訓練協力	B
掃海訓練	M	広報作業	P
就役訓練、再練成訓練及 びこれに準ずる訓練	F	回 航	N
作業地訓練	W	修理地回航	D
その他の訓練	E		

注：(1) 目的の記号に続き、必要に応じ、訓練の場合は、訓練内容、訓練海面及び支援又は協力を受ける部隊名等を、協同訓練の場合は更に協同先名を、教務協力、訓練協力及び広報作業等の場合は、協力先名等をそれぞれ付記するものとする。

例：G（スリーブ・L）、U（うずしお、土佐沖）

(2) 記号に該当するものがない場合は、訓練・作業等の名称を用いるものとする。

HP『海軍砲術学校』公開史料

(4) 到着電報

ア MR電報における最終到着地に到着したら、ただちに発信する。ただし、行動中の主隊に合同した場合は、特に必要ある場合のほか省略することができる。

イ 報告事項及び記載要領

記番号	M R 電 報 報 告 事 項	記 載 例
	M R 識 別 記 号	MR・ARR
1	艦船部隊名	1 2EL
2	到着地及び到着日時	2 Y271200
3	その他必要な事項	

(5) 修正電報

ア 状況の変化に伴い、MR電報の内容を修正するため、次の各号の1に該当する場合に発信する。

- (ウ) 予定から3時間以上
 (イ) 予定地点から30海里以上
 (ウ) 行動予定の変更で報告を要する場合
- } ずれる場合又はずれた場合

イ 報告事項及び記載例

記番号	M R 電 報 報 告 事 項	記 載 例
	M R 識 別 記 号 及 び 関 連 M R 電 報 発 電 日 時	MR・AME2407301
1	艦船部隊名	1 2EL(-1Ed)
	(以下発航電報の項目に従い変更のある項目について記載し、変更のない項は欠番とする。取消しの場合は記号番号に続き「取消し」を記載する。)	3 K
		4 20
		5 和歌山261000
		8 26・WJNC3403
		9 自艦隊行災命第1号 (2514001)

注：上級部隊指揮官の命令、指示に関する件名番号(発電日時)又は全部の取消し、その他必要な事項は記号番号9の項に記載する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

(6) 報告の特例

- ア 次に掲げる場合においては、射撃、発射及び他の部隊に関係ある行動等特に必要と認められる場合のほか、MR電報に代えて信号、電話等により所要の関係先に報告又は通報することができる。
- カ 同日内に定係港又は総監部所在地を発着する場合
- (1) 次に掲げる艦船部隊が発着する場合
- 自衛艦隊所属の特務艇及び支援船
 - 護衛艦、駆潜艇、掃海艇（小型掃海艇を除く。）及びこれらをもつて編成される部隊を除く地方隊所属の艦船部隊。
 - その他の長官直轄部隊等に所属する特務艇及び支援船
- イ 次に掲げる場合においては、特に必要と認められる場合のほか、最初の発航時の発航電報及び帰後の到着時の到着電報で報告又は通報し、その間の発着に伴う発航電報及び到着電報は、省略することができる。
- ク 同一地において、1日の発着が数回に及ぶ場合
- (1) 同一地において就役訓練、作業地訓練又はその他の訓練のため短期の行動を継続して実施する場合で、最初の発航電報の「その他必要な事項」に当該訓練期間等を記入した場合
- ウ 港域内における錨地の変更又は近距離における燃料とう載等に伴う行動に関するMR電報は、特に必要とする場合のほか省略することができる。
- エ 台風避泊等のため急速に出港し、短時間の行動後停泊した場合は、到着電報にその旨記載することにより発航電報を省略することができる。
- オ 演習、特別訓練その他の行動において、必要な場合は、当該艦船部隊の最高指揮官は、MR電報項目中の一部又は全部を省略することができる。ただし、この場合、当該艦船部隊の最高指揮官は、その旨を関係先にあらかじめ報告又は通報しなければならない。

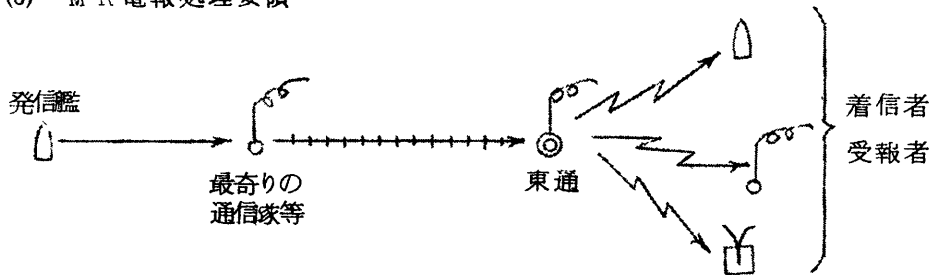
(7) 委任規定等

- ア 各部隊及び機関の長は、この要領に基づき、当該部隊等における行動報告に関して必要な事項を定めることができる。

HP『海軍砲術学校』公開史料

- イ 各部隊及び機関の長は、試験業務又は遠洋練習航海その他の遠洋における行動等、この要領により難い場合は、必要な事項を別に定めることができる。
- ウ 前各号により必要な事項を定めた場合は、関係先に報告又は通報するものとする。

(8) MR電報処理要領



HP『海軍砲術学校』公開史料

3 潜水艦行動保安報告 (SMR電報)

(1) 適用部隊

潜水艦及び潜水艇をもつて編成される部隊に適用する。

(2) 報告の種別並びに報告者等

種 別	報 告 者	着 信 者	受 報 者
行動報告 { 行動予定報告 行動予定変更報告 到着報告 }	直接指揮している 最高指揮官	潜水艦行動報 告着信者	関係部隊 機関の長
保安報告 { 確認報告 潜航作業報告 }	艦 長	潜水艦保安報 告着信者	

(3) 報告事項及び記載例

ア 行動予定報告

記号 番号	報 告 事 項	記 載 例
	識 別 記 号	SMR DEP
1	艦名又は部隊名	/ ○○シオ
2	行動の目的	2 1ELキヨウリヨク ○○ウンヨウシケン
3	発航地及び発航日時	3 K 070800
4	寄港地又は仮泊地及び着発日時	4 T _a 091700 (101300)
5	最終到着地及び到着日時	5 Y 101500
6	()内に進出速力を記し、続いて主要通過地点及び主要変針・変速点を航路に沿って順に通過日時とともに連記する。変速点については、位置の後に新速力を()内に記入する。(位置: GEORGE方式)	6 (12) 081200 AD1632 2300 BD2245 (4) 091200 DE5341 (10)
7	潜航作業の概略、開始(終了)をもつて示す。	7 082300(091200)
8	その他必要な事項	8 082200 1ELト カイゴウ

- ※ 1 発航の48時間前までに発信する。
 2 時刻帯は錯誤のおそれのない場合は省略できる
 3 該当事項がない場合は欠番とする。
 4 - 9

HP『海軍砲術学校』公開史料

イ 行動予定変更報告

記号 番号	報 告 事 項	記 載 例
	識 別 記 号	<i>SMR AME</i>
1	艦名又は部隊名	/ ○○シオ
2	行動予定を変更する理由	2 1ELキヨウリヨクヘンクウニヨル
3 5 7	変更事項について記載し、変更のない事項は欠番とする。	4 <i>T</i> 092000(100900) 5 <i>Y</i> 011180 6 091600 <i>EF</i> 4306(10) 7 082300(091600)
8	(1) 関連 <i>SMR DEP</i> 電報 (2) その他必要な事項	8 (1)1 <i>SL</i> 050800 I

※ 予定位置から前後方各50漙、左右15漙又は到着時刻が3時間以上交わる場合及びその他変更の報告を必要とする場合に発信する。

ウ 到着報告

記号 番号	報 告 事 項	記 載 例
	識 別 記 号	<i>SMR ARR</i>
1	艦名又は部隊名	/ ○○シオ
2	寄港地、仮泊地又は最終到着地及びその到着日時	2* <i>Y</i> 101180
3	その他必要な事項	

エ 確認報告

記号 番号	報 告 事 項	記 載 例
	識 別 記 号	<i>CHECK</i>
1	艦位	1 <i>EF</i> ; <i>APGH</i> ;
2	その他必要な事項	

- ※ 1 24時間以内の間隔で行なう。
2 艦位を表わす数字はシヤツクルコード化する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

オ 潜航作業報告

区分	記号 番号	報告事項 識別記号	記載例 セヨホ
潜航作業 予定報告	1	潜航海面又は潜航開始位置	/ S-5 AB
	2	潜航回数	2 3
	3	潜航開始予定時刻	3 0900
	4	各回次の潜航持続予定時間	4 3. 3. 5
	5	潜航中の針路	5 260 (060)
	6	潜航中の進出速力	6 5
	※ 1 潜航開始の30分前までに発信する。潜航1回 の場合は省略できる。 2 潜航持続時間は30分を1単位とする。		
潜航開始 報告		識別記号	セコカ
	1	潜航開始時刻	/ 0900
	2	潜航開始位置	2 BD; CWF G;
	3	浮上予定時刻	3 09 0700
※ セヨホを発信した場合は2, 3は省略する。			
浮上 報告		識別記号	ウキ
	1	浮上時刻	/ 0630
	2	その他必要な事項	2 BE; TSDA;
※ セウホを兼ねる場合は2の項を艦位の代りにセウホとする。			
潜航終了 報告		識別記号	セウホ
		必要な事項	

HP『海軍砲術学校』公開史料

4 航空集団内における航空機の発着行動報告

(1) 適用部隊

主として個有訓練地以外に行動する航空集団所属の航空機に適用する。

(2) 報告者及び報告、通報先

ア 報告者

特別な場合のほか航空群司令

イ 報告、通報先

艦船部隊発着報告を準用する。

(例)

(3) 報告の種別及び内容

ア 種別

(ア) 予定行動報告

(イ) 終了行動報告………予定行動報告と相違した場合のみ

イ 内容

(ア) 報告事項

a 機種及び機数

b 使用種別

c 発(着)予定時刻

d 着陸予定基地又は訓練地域

(イ) 記号

a 機種 $P_2V:01$ $S_2F:02$ $HSS-1:H_1$
 $HSS-1N:H_2$ $S-55A:H_4$ $T-34:R_1$
 $KAL:R_2$

b 使用種別 演習, REX , 特別訓練: A
対潜訓練(米△を含む): B
空 水 協 同: C
特 別 航 法: D

その他の場合は使用の目的を簡単に記す。

(例) $13FS$ 02-1 隊員輸送 0800(1500)厚木

HP『海軍砲術学校』公開史料

5 通信系出入報告

(1) 放送通信系の出入

ア 出入報告を行なう場合

(1) 艦船が地方放送系に出入する場合

(2) 通常艦隊放送系に所属しない艦船(PF, PC, MS等)が艦隊放送系に出入する場合

※ MR電報を発信する艦船等別に定める場合を除く。

イ 報告実施時期

(1)

(2) 出入時刻は毎時の始めを標準とする。

ウ 報告者

当該艦船部隊に乗艦し、直接指揮している最高指揮官

エ 報告、通報先

直信者…… { 直属の指揮官, 東通司令, 各地通司令
 阪神基地隊司令

受報者………関係先(必要とする場合)

(例)

発 34Ma 司令

あて 通信系移動電報着信者

通報 SFサチ

本文 34Ma 1800 呉地方放送系を去り横須賀地方放送系に入る。

(2) 艦所通信系の出入

ア 出入報告を行なう場合

(1) 放送通信系の待受けを実施できない艦船が地方艦所系に出入する場合

HP『海軍砲術学校』公開史料

(イ) 艦船が地方放送系を有しない陸上通信所の地方艦所通信系に出入する場合

(函館, 大阪, 下関, 徳山, 各地方艦所系)

イ 報告, 通報先

着信者……直轄の指揮官, 関係陸上通信所の長

受報者……関係先(必要とする場合)

ウ その他

放送通信系の出入に準ずる。

HP『海軍砲術学校』公開史料

6 艦船事故通報

艦船事故が発生したときは直ちに次の事項について判明した事項を報告する。

報告者：当該事故発生艦船の長

報告先：海幕長，所属する上級部隊等の長

通報先：在籍地方総監，処置を依頼する部隊等の長，その他関係の部隊等の長

艦船事故速報（第○報）

- 1 事故発生艦船名及び使用部隊又は機関
- 2 事故発生日時，場所，天候
- 3 事故関係者の氏名等
- 4 死亡（行方不明）者の氏名，参考事項
負傷者の具体的症状，参考事項
他施設（物件）の損壊等の概要
- 5 当時の状況及び事故の概要
- 6 事故の推定原因
- 7 事故に対する措置事項

HP『海軍砲術学校』公開史料

7 一般事故速報

事故発生部隊等の長又は一般事故の発生を察知、もしくは認めた部隊等の長はすみやかに次の事項について判明した事項を海幕長および所要の向きに報告通報するものとする。

〇〇事故速報（第〇報）

- 1 事故発生部隊等の名称
- 2 事故の種別及び態称又は傷病名
(航空機・武器・弾薬及び車輛の事故については、型式・記号等を
伝染病については菌型、及び真性・疑似・保菌の区分をそれぞれ加える)
- 3 事故関係者の官職・氏名・年令及び入隊年月日
(幹部候補生、練習員及び生徒出身者については期別を、死亡者に
ついては認識番号をそれぞれ加える)
- 4 事故発生日時及び場所
(必要ある場合天候・海上模様等を、伝染病・食中毒については
a 発病年月日 b 初診年月日 c 病名決定年月日
d 入院年月日をそれぞれ加える)
- 5 事故の概要
- 6 推定原因又は動機
(伝染病・食中毒等の場合は感染経路を加える)
- 7 事故に対する措置
- 8 被害損傷状況、復旧見込額及び復旧に要する期間
(伝染病・食中毒の場合はまん延可能性の有無を加える)
- 9 刑事訴訟又は民事訴訟の状況
- 10 その他必要な事項
(公務死の場合は a 現住所 b 認定扶養親族 c 共助
会加入年月日及び番号 d 共済組合協定保険加入口数を加える)

HP『海軍砲術学校』公開史料

8 航空事故速報

航空事故の発生を察知し、もしくは認めた部隊等の長又は、事故発生部隊等の長はすみやかに次の事項のうち判明した事項を海幕長及び所要の向きに報告・通報するものとする。

航空事故速報（第〇報）

- 1 航空事故発生の航空機の型式・記号・番号・製造番号及び使用部隊又は機関
- 2 機長の階級・氏名・年令及び所属部隊又は機関
- 3 事故発生日時・場所及び天候
- 4 死亡者又は行方不明者についてはその氏名その他参考事項
負傷者についてはその具体的な症状、その他参考事項
物件の損壊についてはその概要
- 5 当時の状況及び事故の概要
- 6 事故の推定原因
- 7 事故に対する措置事項
- 8 その他の事項

HP『海軍砲術学校』公開史料

通信監査速報

通信監査官は監査事項中重要事項に該当する事項を認めたときはそのつどすみやかに次の事項について「被監査通信所の長」又は「当該電報の発信者」に通知するとともに海幕長・中通群司令及び関係先に報告，通報する。

通信監査速報

- 1 「当該電報の発信者名及び発令日時」又は「被監査通信所名」
- 2 監査番号及び重要度を示す記号
- 3 監査内容
- 4 その他必要事項

10 錯誤報告

監査速報を受けるか又は自ら「重要事項」に該当する錯誤を犯したと認められた通信所の長又は電報の発信者は有線・無線・暗号・信務の態様に応じて次の事項について海幕長，中通群司令及び関係先に報告，通報する。

〇〇錯誤報告


- 1 「当該電報の発信者名及び発令日時」又は「被監査通信所名」
- 2 監査番号及び重要度を示す記号
- 3 当時の状況
- 4 原因
- 5 処置
- 6 その他参考事項

HP『海軍砲術学校』公開史料

11 戦闘概報（海上自衛隊作戦要務準則） 海自達第 42 号（35.7.28）

戦闘の中止又は終了後速かに。

ただし小規模の戦闘で特に速報の必要のない場合は作戦概報に含め報告する。

- (1) 緩急指定 0～P
- (2) 秘密区分 秘
- (3) 発信者 
- (4) 着信者 直屬上級指揮官
- (5) 通報者 当該作戦部隊内の関係各部隊指揮官
- (6) 本文

○○○○戦闘（作戦）概報第○号（ 月 日 ）

ア 経過の概要

イ 成果

ウ 自隊の現状

(ア) 死傷者の員数及び特に今後の作戦に影響する重要幹部の死傷

(イ) 艦船・航空機・武器・施設等のおもな損傷

(ウ) 戦闘力の現状

a 水上部隊

(a) 人員の現状の戦闘力発揮に及ぼす影響

(b) 発揮しうる攻撃力

(c) 出し得る速力

(d) 弾薬及び燃料等の残量

(e) その他必要な事項

HP『海軍砲術学校』公開史料

12 作戦概報

- (1) 様式は戦闘概要に準ずる。
- (2) 戦闘の有無にかかわらず次により作戦の終了後及び必要に応じ実施の中途において行なう。
- (3) 単一の作戦に従事する部隊にあつては作戦実施中必要と認める場合及び当該作戦終了後すみやかに行なう。
- (4) 一連の作戦に従事する部隊にあつては前号のほか当該作戦の各段階終了後すみやかに行なう。
- (5) 捜索・偵察等を行なつた場合は前2号のほかその終了後直ちに行なう。
- (6) 日施的に掃海・哨戒・攻撃等を行なう部隊にあつては特に速報を要する場合のほか、前3号にかかわらず一般に当日の作戦終了後行なう。

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

13 訓練用弾薬報告 (護衛艦隊訓練用弾薬報告規則) EF 達第10号 (40.11.26)

○報告期日 翌月1日

発信者 隊司令 (ト)

着信者 EF □

通報者 (所属EL□)

本文

○月分訓練弾報告

弾種番号・前月射耗量・年度累計射耗量・前月未在庫量。

(弾種番号)

弾 種		番号	弾 種		番号	
ターター (訓練頭部付)		50	H/H	プ ラ ス タ ー	1	
5"/54	B L	51		小 型 演 習 弾	2	
	対空弾	A A C	52	12"・75 演 習 弾	3	
		F C L - V T - N F	53	4" 小 型 演 習 弾	4	
	I L L	54	ボホース	砂 填 弾	5	
B L	55	推 進 薬 及 び 位 置 表 示 弾		6		
5"/38	対空弾	A A C	56	D/C	缶 体	7
		F C L - V T - N F	57		投 射 せ ん	8
	I L L	58	装薬包		K 砲	9
3"/50 RF	B L	31			Y 砲	10
	F C L - V T - N F	32	魚 雷	54 式 魚 雷	11	
H E I	41	M K 3 2 魚 雷		12		
H E I T	42	M K 4 4 魚 雷		13		
40%	B L	43	アスロツク	アスロツクミサイル 及 び M K 4 4 魚 雷	14	
				ダツシユ	M K 4 4 魚 雷	15

HP『海軍砲術学校』公開史料

14 主燃料報告（護衛艦隊艦艇主燃料報告規則） EF 達第 3 号（ 38.4.22 ）

報告期日 翌月 1 日

発信者 \sim

着信者 EF \square

通報者 MSO-COD, 所属 EL \square , Ed \triangleright

本文

○月分ネヒ 航海用 停泊用（16ノット換導航毎時数）

ただし小数点以下は 4 捨 5 入とする。

15 修理開始及び完了報告（護衛艦隊補給整備等要務規則） EF 達第 5 号

（ 41.5.9 ）

○定期修理の開始及び完了時

○臨時修理，四半期整備において主機，ボイラその他主要補機の修理のため復旧に 24 時間以上を要し任務行動に支障がある場合その開始及び完了時。

発信者 \sim

着信者 指揮系統上の上級指揮官

通報者 関係地方艦監等

本文

修理開始の場合

修理完了の場合

(1) 着工年月日

(1) 完了年月日

(2) 修理の種類・程度・内容等

(2) 修理の結果について特に報告を要する事項

(3) 修理地又は修理工場名

(4) 完了予定年月日

なお一部未済工事を残し修理地等をはなれる場合は修理既成報告とし，既成年月日及び残工事の内容及び完了予定等を報告する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

16 空水協同訓練実施協議電報基準様式

空水協同訓練実施協議

- 1 実施日時
- 2 実施海面
- 3 実施隊（又は艦）
- 4 協力希望機種および同機数（又は飛行隊）
- 5 訓練統制官
- 6 実施要領
 - (1) 会合点
 - (2) 会合時刻
 - (3) 訓練種別
 - (4) 通信電波
航空機指呼兼基地系，航空機管制系の順
〔Secondary の電波は（ ）で含む〕とする。
 - (5) その他
- 7 その他

HP『海軍砲術学校』公開史料

17 海水の油濁に関する情報の通報について

通信実施要領

(1) 艦艇及び航空機が海水の油濁に関し通報を要する事象を発見した場合は、直接もよりの海上保安本部等又は巡視船等に無線により通報する。

困難な場合は海自通信系を使用する。

(2) 海上保安庁通信所との連絡電波

海上保安庁 海上自衛隊	海上保安庁海岸局		巡 視 船		航 空 機
	呼出電波	通信電波	呼出電波	通信電波	
自衛艦隊等	500KC	472KC	500KC	472KC	同 左
	A 3 J 2188.5KC	A 3 J 2188.5KC 又は海上保安庁の電波	A 3 J 2188.5KC	A 3 J 2188.5KC 海上保安庁専用波 138.06MC	
航 空 機	A 3 2182KC	A 3 2130KC	A 3 2182KC	A 3 2130KC 海上保安庁専用波 138.06MC	

注： この周波数を有している巡視船名は海幕通第4561号(42.9.27)を参照のこと。

(3) 海自通信系を使用した場合は、当該通信系の統制通信所はもよりの管区海上保安本部等に通報する。

HP『海軍砲術学校』公開史料

(4) 通報型式

油濁発見通報

- 1 通報者
- 2 日時
- 3 位置
- 4 船名・国籍・船種・推定トン数・推定針路速力
- 5 油の色彩
- 6 油の濃度
- 7 拡散範囲
- 8 現場の気象・海象
- 9 その他参考となる事項

注：

- (1) 該当事項のない、又は不明のときは欠番とする。
- (2) 色彩および濃度の表示は次の記号を使用する。

ア 色 彩

- (ア) 海面上に暗かつ色の油層がある。
- (イ) 海面上に七色の暗い色調の油層がある。
- (ウ) 海面上に七色の明るい色調の油層がある。
- (エ) 銀白色の油層があり、その中に七色の条痕がある。
- (オ) 銀白色の油層がある。

イ 濃 度

- (ア) 特に濃い
- (イ) やや濃い
- (ウ) 濃 い
- (エ) 薄くなつた
- (オ) 皮膜状になつた
- (カ) 目視できなくなつた

HP『海軍砲術学校』公開史料

電報に使用される主な記符号

(昭和33年海上自衛隊達第45号海上自衛隊の使用する符号及び記号に関する達の抜すい)

改正：昭和44.10.1海上自衛隊達第50号

1 部隊 機関等

記号	表示内容	記号	表示内容
DA	防衛庁	SPD	補給所
SDF	自衛隊	ASPD	航空補給所
GSDF	陸上自衛隊	Rf	工作所
MSDF	海上自衛隊	Dt	基地分遣隊又は臨時派遣隊
ASDF	航空自衛隊	Deg	磁気測定所
JSC	統合幕僚会議	Dp	警備所
GSO	陸上幕僚監部	St	連絡所
MSC	海上幕僚監部	SPD	支所
ASC	航空幕僚監部	AS	航空隊
RD	地方隊	Fu	飛行隊
RH	地方総監部	Mu	整備隊
Lb	基地隊	ARf	航空工作所
STC	潜水艦教育訓練隊	SF	自衛艦隊
Sb	潜水艦基地隊	EF	護衛艦隊
Tc	教育隊	EL	護衛隊群
Ce	通信隊	Ed	護衛隊
Bu	基地警防隊	ML	掃海隊群
Ba	警備隊	Md	掃海隊
Bo	防備隊	TS	練習艦隊
Tmf	水雷調整所	Td	練習隊
Ot	補給所貯油所	SL	潜水隊群

HP 『海軍砲術学校』公開史料

記号	表示内容	記号	表示内容
Sd	潜水隊	SVA	業務隊
Cd	駆潜隊	WTS	試験所
Ld	揚陸隊	M. SC	幹部学校
Lu	艇隊	M. OCS	幹部候補生学校
Tpd	魚雷艇隊	M. SS	術科学校
Pu	港湾哨戒隊	HL	病院
EOD	水中処分隊	TFL	TASK FLEET
FTC	海上訓練指導隊群	TF	TASK FORCE
FTG	海上訓練指導隊	TG	TASK GROUP
AF	航空集団	TU	TASK UNIT
AW	航空群	TE	TASK ELEMENT
Fs	航空隊	OTC	Officer in Tactical Command
Msq	支援整備隊	CTF	Commander, Task Force
Aes	航空基地隊	CTG	Commander, Task Group
Acs	航空通信隊	CTU	Commander, Task Unit
ATRC	教育航空集団	CTE	Commander, Task Element
ATG	教育航空群	CAC	Contact Area Commander
ATS	教育航空隊		
Ad	航空派遣隊	CC	Central Communication Command
CC	中央通信隊群		
MBCG	移動通信隊	T-Cs	TOKYO Communication Station
OD	実用実験隊	MSCG	Mobile Communication Group
OUU	海洋業務隊		
SP	需給統制隊		
Psu	印刷補給隊	A bd	航空基地分遣隊
BN	音楽隊	Au	航空分遣隊
ISu	海上自衛隊資料隊	Mcu	气象通信隊

HP 『海軍砲術学校』公開史料

記号	表示内容	記号	表示内容
Csu	通信作業隊		
Sad	業務分遣隊		

2 指揮官

符号	表示内容	符号	表示内容
□	総理大臣	▷	O D 司令
□	防衛庁長官		O G u 司令
□	防衛政務次官		P S U 司令
	防衛事務次官		I S u 司令
□	海上幕僚長		S V A 司令
□	海上幕僚副長		F T G 司令
□	S F 司令官		E d 司令
	E F 司令官		S d 司令
	A F 司令官		C d 司令
	地方総監		M d 司令
	A T R C 司令官		T p d 司令
□	地方副総監		L d 司令
□	T S 司令官		S T C 司令
	M L 司令		T d 司令
	C C 司令		S b 司令
	E L 司令		L b 司令
	S L 司令	A S 司令	
	A W 司令	T c 司令	
	F T C 司令	C s 司令	
	A T G 司令	B u 司令	
	S P 司令	B a 司令	

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

符 号	表示内容	符 号	表示内容
P	B o 司令	P	A T S 司令
	M B C G 司令	R	上記以外の指揮官
	M s q 司令	P	機 関 の 長
	A s s 司令		

3 職 名

記 号	表示内容	記 事
CMS	海上幕僚長	Chief of the Maritime Staff
VCMS	海上幕僚副長	Vice Chief of the Maritime Staff
CAD	総務部長	Chief, Administration Division
COD	防衛部長	Chief, Operations Division
CID	調査部長	Chief, Intelligence Division
CSAD	経理補給部長	Chief, Supply & Accounts Division
CTD	技術部長	Chief, Technical Division
CMD	衛生部長	Chief, Medical Division
CPD	人事部長	Chief, Personnel Division
CAS	総務課長	Chief, Administration Section
CWS	厚生課長	Chief, Welfare Section
CPPS	防衛課長	Chief, Plans and Program Section
COS	運用課長	Chief, Operations Section
CCS	通信課長	Chief, Communication Section
CSS	補給課長	Chief, Supply Section
CATS	航空機課長	Chief, Air Technical Section
CAO	総務室長	Chief, Administration Office
CMSP	海上自衛隊 警務隊長	Commanding Officer, MSDF Shore Police Unit
CRSP	地方警務隊長	Commanding Officer, Regional Shore Police Unit
OSPD	警務分遣隊長	Officer in Charge, Shore Police Detachment

HP『海軍砲術学校』公開史料

記号	表示内容	記 事
LO	連絡官	Liaison Officer
CSTR	駐在官事務所長	Chief Supervisory Technical Representation Office

HP『海軍砲術学校』公開史料

4 地名

(注) A・B・C 順に並べてある

記号	表示内容	記号	表示内容	記号	表示内容	記号	表示内容
Ab	油津	Fn	船川	Ih	巖原	Kc	小湊
Ao	厚岸	Fo	福岡	Ii	飯岡	Kp	小松
Ag	安下庄	Fs	伏木	Ik	巻岐	Kq	小牧
Ai	秋田	Ft	船泊	Im	入間	Kr	仮屋
Ak	明石	Fu	古江	Io	伊東	Ks	鹿島
Al	網走			Ir	伊良湖	Kt	唐戸
Am	奄美	Gf	岐阜	Is	石巻	Ku	釧路
An	青苗	Gg	蒲郡	It	伊丹	Kv	木古内
Ao	青森	Gt	郡中	Iw	岩国	Kw	草壁
Ar	新居			Iz	板付	Kx	春日
As	芦屋	Ha	函館	Ij	硫黄島	Ky	古仁屋
At	厚木	Hd	比田勝			Kz	木更津
Aw	淡路	Hi	針尾	K	呉		
		Hg	萩	Ka	鹿屋	M	舞鶴
Bp	別府	Hk	博多	Kb	神戸	Ma	松前
		Hm	浜田	Kc	上対馬	Mb	紋別
Gg	近川	Hn	羽田	Kd	小泊	Mh	美保
Cs	千歳	Ho	本浦	Ke	北見江幸	Mi	見島
Cj	父島	Hr	百里	Kf	栗田	Mj	門司
Es	江差	Hs	東久留米	Kg	向後崎		
Et	江田島	Ht	八戸	Kh	勝本	Ml	三厩
		Hu	浜松	Ki	喜界島	Mn	守山
Ec	府中	Hv	細島	Kj	鹿児島	Mo	関門
Fe	福江			Kl	唐津	Mr	室蘭
Fk	船越	Ia	岩槻	Km	小松島	Ms	松島
Fm	福島	Ic	市ヶ谷	Kn	観音崎	Mt	三机

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

記号	表示内容	記号	表示内容	記号	表示内容	記号	表示内容
Mu	六 連	Oj	小笠原	Ti	大 社	Yo	吉 浦
Mw	三 沢			Tk	竹 敷	Yt	余 市
My	宮 古	Rm	留 萌	Tm	玉 野	Yu	由 良
Mz	宮 津	Rz	両 津	To	富 山		
Mc	南鳥島			Tp	竜 飛		
		S	佐世保	Tr	劍 崎		
Na	名古屋	Sa	西 郷	Ts	徳 島		
Ne	直江津	Sb	酒 田	Tu	対 馬		
Ng	長 崎	Sc	下対馬	Tv	築 城		
Ni	新 潟	Sd	坂 出	Tw	立 川		
Nm	根 室	Se	佐 伯	Ty	徳 山		
No	七 尾	Sg	塩 釜	Tz	土佐清水		
Nr	新田原	Si	下 関				
Ns	名 瀬	Sk	境	Ub	字 部		
		Sm	下 総	Ug	浦 郷		
O	大 湊	Sr	白 神	Uk	浦 河		
Ob	小 浜	St	坂 手	Un	海 栗 島		
Od	大 鷲 泊	Su	宿 毛	Us	宇 島		
Og	荻 窪	Sy	柴 山	Ut	宇 都 宮		
Oh	大 畑	Sz	清 水				
Oi	大 分			Wh	渡 波		
Ok	阪 神	T	東 京	Wk	稚 内		
Om	大 村	Ta	館 山				
		Tb	鳥 羽	Y	横 須 賀		
Os	大 阪	Tc	苫 小 牧	Yg	四 街 道		
Ot	小 樽			Yi	四 日 市		
Ow	女 川	Te	富 江	Yk	横 浜		
Oz	小 月	Tg	教 賀	Ym	吉 見		

HP 『海軍砲術学校』 公開史料

<http://navgunschl.sakura.ne.jp/>